

# 共済だより

kyosai dayori 2026 june No.590



ちば発！地域のチカラ

香取市

歴史と自然の町

→目次は2ページへ

水郷佐原あやめパーク（香取市）

千葉県市町村職員共済組合

<https://www.c-scskyousai.or.jp/>



『共済だより』の発行月 4月、6月、8月、10月、12月、1月、2月

本誌をご家庭へお持ち帰りください

## あやめ祭り

水郷筑波国定公園内に位置する水郷佐原あやめパークでは、毎年5月末～6月中旬に「水郷佐原あやめ祭り」が開催されます。約8haの園内に咲き誇る約400品種150万本の花菖蒲が作る景色は絶景です。

# 歴史と自然の町 香取市

千葉県北部に位置する香取市は、利根川流域に広がる自然と歴史が調和した町です。江戸情緒あふれる佐原地区は重要伝統的建造物群保存地区に指定され、日本遺産にも認定されています。東国三社の一つ「香取神宮」や伊能忠敬旧宅など歴史的名所が点在します。水郷地帯では舟下りやあやめ祭りが楽しめ、農業も盛んで米やサツマイモの産地として知られています。東京から約70km、成田空港から近く、観光・移住に人気の地域です。

ちば発!



お問い合わせ先

香取市総合政策部秘書広報課

0478-50-1204

<https://www.city.katori.lg.jp/index.html>



## CONTENTS

- 2 ちば発! 地域のチカラ 香取市
- 4 黒潮荘つうしん
- 6 現役世代でも、病気やけがなどで障害が生じたときに支給される 障害年金
- 8 **3歳未満の子を養育している組合員の方へ**
- 9 「ねんきん定期便」をご確認ください!!  
／高齢受給者証の交付について
- 10 こんな給付ご存じですか?  
療養費等について
- 12 医療費分析 (令和6年度受診分における当組合の医療費)
- 13 接骨院・整骨院で健康保険が使える施術は限られています
- 14 負傷原因調査にご協力をお願いします  
／資格喪失後の資格情報通知書・資格確認書の返納について
- 15 自動車事故等にあつて健康保険で治療を受けるときは必ず共済組合に届出を!
- 16 共済組合における国民年金第3号被保険者に係る届出等について
- 18 扶養事実確認調査を行います
- 20 **扶養認定・取消に伴う収入確認書類の保管について**
- 21 子や父母(祖父母)を被扶養者とする場合の注意点について
- 22 新・団体医療保険を募集開始します
- 23 3回で学ぶ介護講座募集案内
- 24 **「特定健康診査受診券」を6月下旬に発行します!／歯科口腔健康診査の実施について**
- 25 ゴルフ大会開催のお知らせ!
- 26 **共済ローン(貸付事業・物資事業)をご活用ください**
- 27 **特約店情報変更のお知らせ**
- 28 市町村職員年金者連盟のご案内／「お宿ねつとメンバーズカード」のご案内
- 29 共済組合からのお知らせ／オークラ千葉ホテル展望浴室 スパ・スカイビュー
- 30 令和7年度 地区別共済制度研究会を開催しました
- 32 「しゃがむ」張トレ
- 33 カロリー控えめレシピ
- 34 **カヌー教室開催のお知らせ**
- 35 全国共済施設案内「神奈川県」神奈川県市町村職員共済組合
- 36 那須の森ヴィレッジ
- 38 オークラ千葉ホテルニュース



広報担当  
Aさん

候を活かした農業が盛んな地域で、全国4位のサツマシユルム生産量は日本一を誇ります。歴史的にある香取神宮が鎮座するほか、偉人・伊能忠敬が暮らす伊能忠敬旧宅のある小野川沿いは、江戸時代の町並です。また、佐原の大祭はユネスコ無形文化遺産に登録。内で最も注目を集める地域です。

## 香取市のチカラ = 「歴史と自然」を活かした「滞在型・体験型観光」

香取市では、歴史と自然を活かした「滞在型・体験型観光」を推進しています。江戸情緒あふれる佐原地区では、古民家や蔵をリノベーションした宿泊施設を展開し、町全体をホテルに見立てた取り組みを実施しています。観光ボランティアによる案内や「まちぐるみ博物館」、舟遊びや農業体験など体験型観光を推進し、滞在時間の延長と再訪意欲の向上を目指しています。



### 佐原まちぐるみ博物館

伊能忠敬記念館の「伊能家のお雛様」の展示が行われたことがきっかけで、佐原地区の商家に代々伝わる調度品や古い道具類を公開し、佐原のまちをまるごと博物館にしてしまおうという活動で、現在は40館になっています。

常設展のほかに、お雛様の季節には「雛めぐり」、五月の節句では「五月人形めぐり」、お正月には「お正月飾り」などの企画展が「佐原おかみさん会」によって運営されています。



### 佐原の街並み

古くから香取神宮の門前町として栄えてきた佐原。小野川沿いには川港の町としてにぎわった当時の面影を残す建物が軒を連ね、関東で初めて「重要伝統的建造物群保存地区」に選定されています。

### 滞在型市民農園クラインガルテン栗源

クラインガルテンとは、ドイツ語で「小さな庭」を意味し、菜園に宿泊可能な小屋（ラウベ）が付いた滞在型市民農園のことです。1区画310平方メートルの土地にラウベと農園が配置されており、地元の農家がインストラクターとして、野菜の栽培方法や管理の仕方などの指導を行います。



もっと知ってほしい！ **香取市** のこと

～現役広報担当者にお聞きしました～

#### Q. 香取市が近年力を入れている取り組みはありますか？

A. 香取市は、利根川に寄り添う水と緑に恵まれた歴史と文化が息づくまちです。この魅力溢れる香取市を舞台に、映画やテレビドラマ、CMなどの撮影をスムーズに進めていただけるよう、「フィルムコミッション」に力を入れています。撮影にあたっては、作品のイメージに合うロケ地を市内で探したり、民間所有地での撮影の調整をしたり、ロケ弁の情報を提供するなど、幅広く支援しています。香取市での撮影を通じ、観光客の集客や市のPRなどを進めています。

#### Q. 香取市の魅力をひと言で言うと？

A. 香取市は、肥沃な土地と温暖な気マイモの生産地として知られるほか、全国約400の香取神社の総本社でした地として広く知られています。そみが残り、多くの観光客が訪れていま豊かな資源を活かした香取市は、今県

ご予約  
好評受付中!

令和8年度も直営施設助成金に  
特別加算 (2,000円) が加わり、  
お得にご利用いただけます!  
加えて、利用適用範囲が2親等から3親等に拡大中!

特!  
2,000円



(イメージ)



# 夏のお寿司食べ放題プラン



期間中は、  
お寿司食べ放題プラン  
のみの  
販売になります。

期間	令和8年6月1日(月)～令和8年8月30日(日)
料金	令和8年6月1日(月)～7月17日(金) → 9,700円*
	令和8年7月18日(土)～8月30日(日) → 13,421円～*
夏期間(令和8年7月18日～8月30日)については、お部屋タイプ等により、料金が異なります。	



昨年大好評いただいた「お寿司の食べ放題」が  
期間限定で復活します。  
また、黒潮荘の名物「房州産アジフライ」など  
沢山の海の幸をお召し上がりいただけます。





# 黒潮荘 感謝祭 第2弾



期間 令和8年10月1日(木)～10月31日(土)まで

4月に開催し  
大好評をいただきました。  
黒潮荘感謝祭が再登場



通常 **8,650円** (助成券控除後) のなぎさコースがなんと **7,300円** (※休前日は+1,210円)。

さらに、次回ご利用いただける5%割引券(※)付き。

新規に組合員になられた方、黒潮荘をまだご利用されたことのない方から、もっともっと黒潮荘で癒し、寛ぎのひとつを満喫したいという常連の方々まで、この機会にぜひ黒潮荘をご利用ください。

※各種助成券等控除後の金額から5%割引になります。

※1泊2食、税・サ込み、利用券使用後の料金です。 ※仕入れ状況により内容が変わる場合がございます。  
※休前日は+1,210円(税込)でご利用いただけます。 ※ご利用日前10日からは、キャンセル料が発生します。

## ●黒潮荘休館日

令和8年 6月	7月	8月
1日(月) 2日(火) 3日(水) 30日(火)	1日(水) 13日(月) 14日(火) 15日(水)	31日(月)
9月	10月	11月
1日(火) 2日(水) 29日(火) 30日(水)	13日(火) 14日(水) 15日(木)	9日(月) 10日(火) 11日(水) 24日(火) 25日(水)



実施期間

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

※那須の森ヴィレッジについては、開所期間のみの実施となります。

黒潮荘・那須の森ヴィレッジ2施設合同キャンペーンを開催します！組合員の皆さまにお得な特典をご用意いたしました。皆さまのお越しをスタッフ一同、心よりお待ちしております！

### 1 | かもなすスタンプラリーで、宿泊割引券をプレゼント！

宿泊1泊につきスタンプを1つ押ささせていただきます。両施設のスタンプが揃うと、2,000円分の宿泊割引券をプレゼント！ 両施設利用してスタンプを4個集めると、更に5,000円分の宿泊割引券をプレゼント！  
※スタンプカードは1組につき1枚とさせていただきます。

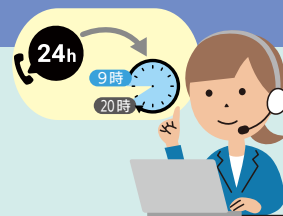
### 2 | 毎月抽選で当たる！豪華賞品プレゼント！

宿泊時に応募券を配付いたします。各施設毎月抽選で2名様に「かも・なす」の地元高級食材をプレゼント！

## 電話受付時間の短縮について

黒潮荘においては、24時間お電話を受け付けておりましたが、令和8年7月1日より受付時間を午前9時から午後8時までとさせていただきます。

お客様にはご不便をお掛けいたしますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



Facebookでも最新情報更新中！

黒潮荘最新情報や館内でのイベント情報や空室情報等を随時更新しておりますので、気になった方はフォローして「いいね！」してください！



Instagram

もやっています！

Instagramは支援や関与をしていません。



ご予約・お問い合わせ

千葉県市町村職員共済組合保養所  
南房総鴨川



Tel. 04(7092)2205

黒潮荘

〒296-0004 千葉県鴨川市貝渚 2565  
Fax 04 (7093) 1213

黒潮荘

検索

ホームページ

<https://www.kuroshioso.jp/>

くろしお

パスワード(コード)は『9640』です。

# 現役世代でも、病気やけがなどで障害が生じたときに支給される 障害年金

障害年金は、病気やけがによって、日常生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受給することができる年金です。

## 障害年金はどんな時に受給できる？

下記の3点の要件を満たしているとき、障害厚生年金が受給できます。

- 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある。
- 障害の状態が、障害認定日に障害等級表に定める1級から3級のいずれかに該当している。  
(障害認定日<sup>(※)</sup>に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合がある)
- 初診日の前日に、厚生年金保険料の納付要件を満たしている。

(※) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6月を経過した日、またはその期間内に傷病が治った日、またはその症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日をいいます。

## 障害年金の対象となる主な病気やけが

- ▶ 外部障害 …… 視覚障害、聴覚障害、肢体不自由など
- ▶ 内部障害 …… 心疾患、呼吸器疾患、腎疾患、糖尿病など
- ▶ 精神障害 …… 統合失調症、うつ病など



## 障害年金にはどんな種類がある？

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。

厚生年金の被保険者は、原則自動的に国民年金の第2号被保険者であり、障害の程度が1級・2級であれば障害基礎年金も支給されます。

それぞれ障害等級（障害の程度によって1～3級）や扶養家族の状況により年金額が異なります。障害基礎年金には定額と子の加算があり、障害厚生年金には報酬比例部分と配偶者の加給年金があります。

障害年金が支給されない程度の一定の障害状態にあるときは障害手当金（一時金）が支給されます。

## 障害年金の年間支給額（令和8年度）

	1級	2級	3級	障害手当金
障害厚生年金	報酬比例部分の年金額 × 1.25 + 配偶者の加給年金額	報酬比例部分の年金額 + 配偶者の加給年金額	報酬比例部分の年金額 最低保障額は 635,500円 <sup>※3</sup>	報酬比例部分の年金額 × 2
障害基礎年金	1,059,125円 <sup>※1</sup> + 子の加算額	847,300円 <sup>※2</sup> + 子の加算額		

※1 昭和31年4月1日以前に生まれた方は、1,056,125円

※2 昭和31年4月1日以前に生まれた方は、844,900円

※3 昭和31年4月1日以前に生まれた方は、633,700円

### ● 報酬比例部分の年金額 (A+B)

A：平成15年3月以前の加入期間 平均標準報酬月額×7.125/1,000×平成15年3月までの被保険者（組合員）期間の月数

B：平成15年4月以降の加入期間 平均標準報酬月額×5.481/1,000×平成15年4月以後の被保険者（組合員）期間の月数

※報酬比例部分は、障害認定日が属する月までの被保険者期間の月数で計算し、障害認定日までの被保険者期間月数が300月未満の場合は300月とみなして計算。

※複数の厚生年金の被保険者期間をお持ちの場合は、初診日に加入していた実施機関がまとめて障害厚生年金を支給。

※障害等級が1級の場合は、報酬比例部分は、上記の額にさらに125/100を乗じる。

### ● 配偶者の加給年金額

障害等級が1級または2級の障害厚生年金の

受給者によって生計維持されている65歳未満の配偶者がいる場合に243,800円（令和8年度）加算されます。

※ただし、配偶者が加入期間20年以上である老齢厚生年金、障害厚生年金または国民年金制度の障害基礎年金等を受給しているとき、または、受け取る権利がある場合（在職により支給停止となっている等）は、加給年金額は支給停止となります。

### ● 子の加算

障害基礎年金の受給者によって生計維持されている18歳到達の年度末までの子、または1、2級の障害がある20歳未満の子がいる場合に加算されます。

第1子・第2子… 各243,800円（令和8年度）  
第3子目から …… 各81,300円

※同一の子を対象とした児童扶養手当が支給されている場合、障害基礎年金の子の加算を優先的に支給し、児童扶養手当は差額分が支給されます。

## 障害基礎年金を受給できる「障害の程度」

障害基礎年金が支給される障害の状態に応じて、法令により、障害の程度が定められています。

### ● 障害の程度1級

他人の介助を受けなければ日常生活のことがほとんどできないほどの障害の状態。身のまわりのことはかろうじてできるものの、それ以上の活動はできない（または行うことを制限されている）。入院や在宅介護を必要とし、おおよそ活動の範囲がベッドの周辺に限られる。

### ● 障害の程度2級

必ずしも他人の助けを借りる必要はなくても、日常生活は極めて困難で、労働によって収入を得ることができないほどの障害。家庭内で軽食をつくるなどの軽い活動はできても、それ以上重い活動はできない（または行うことを制限されている）。入院や在宅で、活動の範囲が病院内・家屋内に限られる。

## 障害年金の請求方法は？

障害の状態に該当した時期に応じて、以下の2種類の請求方法があります。

### 1 障害認定日による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受給できます。

なお、請求は障害認定日以降いつでも請求できますが、遡及して受けられる年金は時効により5年までとなっています。

### 2 事後重症による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後症状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月から障害年金を受給できます。

ただし、請求書は65歳の誕生日の前々日までに共済組合に受付される必要があります。

お問い合わせ先

組合員  
(短期組合員を除く) 年金課 年金係(直通) 審査係

# 3歳未満の子を**養育**している 組合員の方へ



## ～厚生年金計算における養育特例制度のご案内～

組合員の方が、3歳未満の子を養育している期間中の標準報酬月額が、養育期間前の標準報酬月額（従前標準報酬月額）を下回った場合、組合員の方からの申出により、年金額の計算においては従前標準報酬月額を適用させることができます。

### 養育特例の対象となる方

3歳未満の子と同居し、養育している組合員の方

- 育児休業等の取得の有無とは関係ありませんが、掛金免除期間は養育特例が適用されません（掛金免除期間は養育特例期間に該当しません）。
- 父母ともに組合員で3歳未満の子と同居し養育している場合、父母どちらにも適用することができます。
- 扶養認定されていない子も対象となります。
- 2年間は遡及することが可能です。申出書提出月から2年以上前の期間については養育特例が適用されませんので、ご注意ください。

### 養育特例を受けることができる期間

3歳に満たない子を養育することとなった日（※）の属する月から、下記のいずれかに該当した日の翌日の属する月の前月までの期間

- ① 養育している子が3歳に達したとき
- ② 組合員が死亡したとき、または退職したとき
- ③ 他の3歳に満たない子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき
- ④ 子が死亡したとき、または子を養育しないこととなったとき
- ⑤ 産前産後休業または育児休業（掛金免除）を開始したとき
- ⑥ 被保険者が70歳に到達したとき

※ 養育することとなった日は、子を出生したとき、子を養子としたとき、別居していた子と同居することとなったとき等になります。

- ③～⑤の事由により終了する場合は、「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」の提出が必要となります。③、⑤の場合、終了時の添付書類は原則不要ですが、④の場合、養育しないこととなった日を確認できる添付書類が必要です。
- ①、②、⑥の事由により終了する場合は、「養育期間標準報酬月額特例終了届出書」の提出は不要です。

### 養育特例の申出手続きについて

「養育期間標準報酬月額特例申出書」に次の書類を添付して、所属所の共済事務担当課へご提出ください。添付書類は提出日から**90日以内**に発行されたものが必要です。

- 子の生年月日及び子と申出者との身分関係を明らかにすることができる戸籍謄（抄）本または戸籍記載事項証明書（※）
- 世帯全員の住民票（※）

※ 「養育期間標準報酬月額特例申出書」にマイナンバーを記載した場合は、以下の**A**または**B**の書類で代用できる場合があります。

- A** 申出者のマイナンバーカードの両面コピー
- B** ● 申出者のマイナンバーが確認できる書類のコピー（通知カード、マイナンバーの表示のある住民票）
- 身元確認書類（運転免許証、パスポート等）のコピー

マイナンバーを基にした事務手続きにおいて、必要となる情報を取得できなかった場合は、改めて戸籍謄本等及び世帯全員の住民票の提出をお願いする場合があります。

お問い合わせ先

- 育児休業等掛金免除・育児休業等終了時改定・産前産後休業終了時改定に関すること  
保健課 資格管理係（直通）…… TEL 043(248)1116
- 養育特例に関すること 年金課 記録調査係…… TEL 043(248)1118

# 「ねんきん定期便」をご確認ください!!



共済組合では、年に1度、誕生月に「ねんきん定期便」を送付しております。

「ねんきん定期便」は、これまでの年金加入期間や年金見込額など大切な情報が記載されています。お手元に届きましたら、ご自身の年金加入期間等をしっかり確認してみましょう。

- ※ 誕生月の2カ月前の情報を基に作成しているため、住所変更等された方には送付が遅れる場合があります。
- ※ 短期組合員の方は、日本年金機構から送付されます。

## 送付対象者 59歳までの組合員

(令和8年8月以降、送付対象となる年齢が拡大される予定です。ただし、老齢年金裁定済みの方については、送付されません。)

## 送付内容等

対象	送付形式	内容
50歳未満	はがき	これまでの年金加入期間、加入実績に応じた年金額等
50～58歳	はがき	これまでの年金加入期間、老齢年金の見込額等
35・45歳	封書	これまでの年金加入期間、加入実績に応じた年金額、厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況等
59歳	封書	これまでの年金加入期間、老齢年金の見込額、厚生年金保険における標準報酬月額などの月別状況等

※50歳以上の方の老齢年金の見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定し、計算した額が表示されています。

## \*ご自身の年金加入記録をご確認ください\*

「ねんきん定期便」が届いたら、記載されている年金加入記録にもれや誤りがないかご確認をお願いします。お勤めされていた期間が短期間であっても、年金の受け取り(受給資格期間)に結び付く可能性があります。万が一、もれや誤りがあると思われる方は、公務員期間については共済組合まで、国民年金及び民間会社の期間については最寄りの年金事務所までご連絡ください。

## お問い合わせ先

年金課記録調査係(直通) TEL 043(248)1118

# 高齢受給者証の交付について

～70歳になった組合員及び被扶養者の皆さまには高齢受給者証が交付されます～

## 1 交付対象者

70歳を迎えた組合員及び被扶養者については、「市町村職員共済組合高齢受給者証」(以下「高齢受給者証」という)を交付しています。

この高齢受給者証は、70歳の誕生日の翌月(誕生日が月の初日の場合はその月)から75歳の誕生日の前日まで適用になります。

また、被扶養者認定時に高齢受給者証交付対象となる者については、資格情報通知書と併せて交付します。

保険医療機関等で受診される際には、マイナ保険証(資格確認書)と併せて提示してください。

## 2 負担割合

### (1) 組合員

- ①標準報酬の月額が28万円未満の場合…自己負担2割
- ②標準報酬の月額が28万円以上の場合…自己負担3割

### (2) 被扶養者

- ①組合員が70歳未満の場合 ……自己負担2割

②組合員が70歳以上かつ標準報酬の月額が28万円未満の場合 ……自己負担2割

③組合員が70歳以上かつ標準報酬の月額が28万円以上の場合 ……自己負担3割

※ 自己負担が3割となった場合、収入額が以下の要件のいずれかに該当している場合、申請されますと自己負担が2割となります。なお、70歳以上で自己負担3割の組合員及び被扶養者の皆さまには別途当共済組合から申請手続きのご案内をします。

### 【2割負担となる方】

- 70歳以上の被扶養者がいる場合 : 520万円未満
- 70歳以上の被扶養者がいない場合 : 383万円未満

※ 前述の「70歳以上」とは、「70歳以上75歳の誕生日の前日まで」です。

## 3 交付方法

当共済組合で作成し、誕生月の下旬(1日生まれの方は誕生月の前月下旬)に所属所の共済事務担当課を経由して、組合員の皆さまに交付します。

## お問い合わせ先

保健課 資格管理係(直通) TEL 043(248)1116  
資格調定係

こんな給付  
ご存じですか？

# 療養費等について

組合員の皆さまやご家族（被扶養者）の方が、旅先で急病になったり、事故等で病院などの医療機関（以下「病院等」という。）に運び込まれたりした場合など、マイナ保険証または資格確認書を提示することができないときは、医療費（治療に要した費用）の全額を病院等に支払わなければなりません。

この場合、後日共済組合に申請することにより、払い戻しを受けられる制度があります。この制度を療養費（被扶養者の場合は、家族療養費）といいます。

そこで、今月は療養費の制度についてご説明します。



## ① 療養費とは

通常、組合員の皆さまが病院等で治療を受けるときは、マイナ保険証または資格確認書を提示し、療養の給付などを受けることができますが、療養費は、前記のケースの様にやむを得ない事情による場合に療養の給付などを補完する制度になっており、特例的な役割をもつ給付になります。

このため、組合員の皆さまがご自身の都合でマイナ保険証または資格確認書を提示できなかった場合（例…ただ単にマイナ保険証または資格確認書を忘れた）など、共済組合が「**やむを得ない**」と認めることができないときには、療養費は給付できません。

## ② 給付内容

療養費の場合、組合員の皆さまが病院等に支払った医療費の費用の全額を給付するわけではありません。これは、共済組合では、健康保険法で認められている診療内容とその診療点数（1点を10円とする）に基づいて計算し、その7割相当額（未就学児の被扶養者の場合は8割相当額、70歳以上75歳未満の高齢受給者の場合は7割又は8割相当額）を給付することになります。

このため、健康保険法で認められていない診療内容については、給付の対象となりません。

## 海外療養費について

病気やケガは、いつ起こるか分かりません。

もし、海外旅行中などに病気やケガをしてしまったら、その治療に支払った医療費はどうなるのでしょうか。海外では、マイナ保険証または資格確認書等が使えませんので、自費で治療を受けることになります。

そこで、組合員の皆さまが海外で病気やケガによって現地の医療機関等で治療を受け、その治療費を自費で支払った場合に共済組合から受け取ることができる海外療養費についてご説明します。



## ① 海外療養費とは

組合員の皆さまが、日本国内で病気やケガをした時は、マイナ保険証または資格確認書等を保険医療機関に提出することで保険診療を受けることができますが、海外の医療機関等で治療を受けた場合、海外には日本の健康保険の保険医療機関はありませんので、治療を受けた本人が治療費を一時立替え払いし、帰国後、共済組合に療養費の請求をすることにより給付を受けることができます。これが海外療養費です。

ただし、療養目的で海外に行き、治療を受けた場合については、海外療養費の給付の対象にはなりません。

### ③ 提出書類及び請求方法

#### ① 提出書類等

医療の内容	必要な提出書類	注意事項
やむを得ずマイナ保険証または資格確認書等を提示できなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費等請求書</li> <li>診療報酬明細書（診療明細書等の名称が異なるものは不可）（写し可）または診療報酬領収済明細書（原本）</li> <li>領収書（原本）</li> </ul>	単にマイナ保険証または資格確認書等を忘れた場合には給付対象とはなりません。
コルセットやギプス等治療用の補装具を作製した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費等請求書</li> <li>治療用装具製作指示装着証明書（小児弱視等治療用眼鏡の場合は治療目的である旨が明記されているもの）</li> <li>領収書（原本）及び補装具の明細書（原本）</li> </ul>	症状固定後における補装具の装着は、治療用ではないため給付対象となりません。また、柔道整復師の指示により作製された場合は給付の対象外です。
四肢のリンパ浮腫治療のための弾性着衣等を購入した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費等請求書</li> <li>療養担当に当たる保険医の弾性着衣等の装着指示書（装着部位、手術日等が明記されていること）（原本）</li> <li>弾性着衣等を購入した際の領収書又は費用の額を証する書類（原本）</li> </ul>	弾性着衣の製品の着圧は、30mmHg以上（※）が対象となります。1度に購入する弾性着衣等は、洗い替えを考慮し、装着部位ごとに2着を限度とし、前回購入の領収日より6カ月経過後において再度購入された場合も支給します。 ※医師の判断による特別な指示がある場合は20mmHg以上の着圧であっても支給の対象となります。
はり・灸・あん摩・マッサージ等の施術を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費等請求書</li> <li>医師の証明書または同意書（原本）</li> <li>「療養費支給申請書」（または施術院が作成した「療養費支給申請書」と同等の内容が確認できるもの）（原本）</li> <li>領収書（原本）</li> </ul>	施術は、医師が通常の治療のみでは傷病の治療効果が認められないと判断し、医師の指示により施術を受けた場合のみ給付対象となります。患者側の希望のみでは給付対象なりません。
生血の輸血を受けた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費等請求書</li> <li>領収書（原本）</li> <li>輸血証明書（原本）</li> </ul>	生血を使用した場合でも親子、夫婦、兄弟等の親族から血液を提供されたときは、給付対象外です。
病気やけがの治療のため、入院または転院しなければならない場合（移送費）	<ul style="list-style-type: none"> <li>療養費等請求書</li> <li>医師が移送を必要とした証明書（原本）</li> <li>領収書（原本）</li> </ul>	症状からみて患者が自力で移動困難な状態にあり、医師の指示により緊急的な必要があつて保険医療機関へ移送される場合に給付対象となります。

#### ② 請求方法

お勤め先の共済事務担当課へ書類を提出してください。（任意継続組合員の方は、共済組合へ直接請求してください。）

なお、請求時効については、治療を受けた日から2年間ですのでご注意ください。

#### ② 診療費用の算定方法

海外の医療機関等で治療を受けた場合の診療費用の算定方法については、国によつて治療内容や診療費用等も異なりますので、日本の健康保険法の規定による「療養に要する費用の額の算定方法」に基づき、診療報酬点数1点の単価を10円とし、診療報酬点数表に定める点数を乗じて算定することとされています。

したがつて、現地通貨で支払った医療費を単に円換算して支払われるものではありません。

#### ③ 療養費の請求手続き

海外療養費の請求方法については、共済組合用の「療養費等請求書」、渡航歴のわかるパスポートの写し、海外の医療機関等に対して照会を行うことの同意書、医療機関から発行された領収書、明細書等一式（原本）、海外で治療を受けた医療機関等にて記載いただく診療内容を明らかにした「診療内容明細書」（原本）及び領収額を明らかにした「領収明細書」（原本）等の証拠書類を添付し、お勤め先の共済事務担当課へ提出してください（「診療内容明細書」、「領収明細書」は担当医の署名が必須となります。お勤め先の共済事務担当課にて入手いただけますので、海外へ渡航される際は持参いただくようお願いいたします。）

なお、その証拠書類が外国語で記載されている場合は、日本語の翻訳文を添付し、また、翻訳文には翻訳者の氏名、住所を記載することとなっています。

④ 療養期間が2カ月以上にわたる場合は、各月ごとの証拠書類が必要になります。

お問い合わせ先

保健課保健係

# 医療費分析

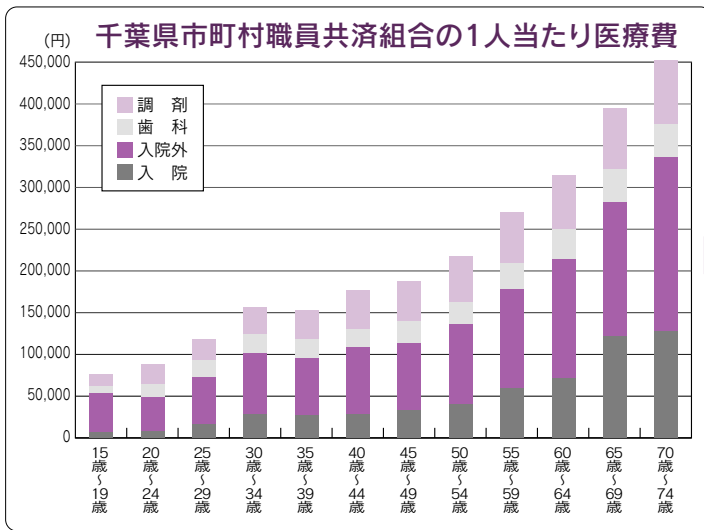


## (令和6年度受診分における当組合の医療費)

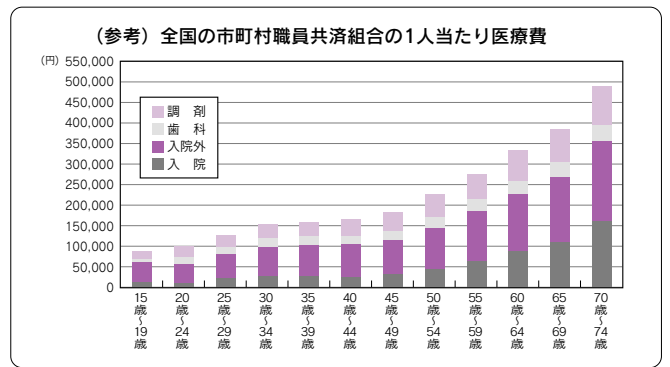
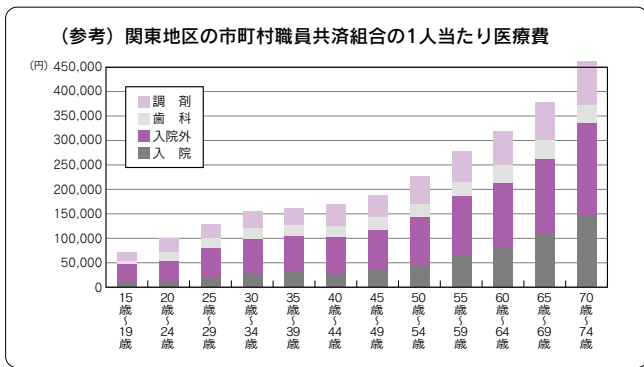
共済組合では、短期給付財政安定化計画の一環として医療費の分析を行っています。その中で、年齢階層別医療費統計表の一部を令和8年6月号と12月号の2回にかけて掲載いたします。

今回の6月号では、令和6年度における本人の1人当たり医療費と、組合員数の多い45歳から59歳の疾病分類別の上位5傷病を掲載いたします。

### 令和6年度受診分 年齢階層別医療費統計表 (本人)



	1人当たり医療費 (円)			
	入院	入院外	歯科	調剤
15歳～19歳	7,956	46,947	8,637	13,623
20歳～24歳	9,487	40,218	15,974	23,286
25歳～29歳	18,414	55,597	20,625	25,154
30歳～34歳	30,100	73,658	21,977	30,469
35歳～39歳	28,265	68,541	22,479	34,680
40歳～44歳	29,983	78,467	23,321	44,489
45歳～49歳	35,370	79,912	25,707	46,675
50歳～54歳	42,628	94,686	26,920	54,057
55歳～59歳	61,003	118,169	30,616	59,523
60歳～64歳	74,098	140,902	34,744	64,570
65歳～69歳	122,094	160,445	38,395	74,219
70歳～74歳	127,410	208,132	40,277	75,621



疾病分類別上位5傷病のうち、高血圧性疾患、腎不全及び糖尿病については、生活習慣病と呼ばれており、食べ過ぎ、飲み過ぎ、運動不足、ストレス、喫煙などの不健全な生活の積み重ねによって引き起こされ、初期には自覚症状がなく重篤化しやすいため、健康を脅かす病気と言われています。そのため、日々の食生活の改善や定期的な運動はもちろん、人間ドックや特定健診等を積極的に受診することにより、疾病の早期発見・早期治療が行え、生活習慣病の予防につなげることができます。

また、健康管理講座や各種セミナーを受講することにより、組合員及びご家族の健康への意識促進が行えますので、積極的な参加をお勧めいたします。

#### ◆45歳から59歳の入院外における疾病分類別上位5傷病

傷病分類名	件数	日数(回数)	金額(円)	1件あたりの点数(金額)	1日あたりの点数(金額)
高血圧性疾患	23,795	26,510	18,896,108	794	713
その他の消化器系の疾患	5,560	6,768	13,048,063	2,347	1,928
乳房の悪性新生物(腫瘍)	1,970	3,103	12,817,923	6,507	4,131
腎不全	584	3,870	12,587,784	21,554	3,253
糖尿病	7,175	8,449	12,443,279	1,734	1,473

お問い合わせ先 保健課保健係(直通) TEL 043(248)1115

## “健康保険取扱い”の看板に注意!

# 接骨院・整骨院で健康保険が使える施術は限られています

接骨院・整骨院の看板に「健康保険取扱い」「各種保険適用」と書かれていても、健康保険が適用されるケースは限られています。肩こりや筋肉疲労などには健康保険は適用されず、全額自己負担となります。厚生労働省も、肩こり・筋肉疲労は療養費（保険適用）から除外すると明示しています。



## 接骨院・整骨院はなぜ医療費負担が違うの?

そもそも、接骨院・整骨院で施術をしている人は医師ではありません。国家資格をもった「柔道整復師」です。このため、接骨院・整骨院は「医療機関」ではなく、治療は「施術」、医療費は「施術費」となります。

施術費は原則全額自己負担になります。健康保険が適用される場合は、窓口で全額支払った後、「療養費」として共済組合に健康保険適用分（医療費の7～8割）を請求するのが本来の形です（償還払い）。しかし、利便性が考慮された結果、例外的に柔道整復師が患者に代わって申請を行う「受領委任払い」も認められています。

健康保険が適用される場合	健康保険が適用されない場合（全額自己負担）
<p><b>これだけ!</b></p> <p>外傷性が明らかで、慢性的な状態になっていない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>打撲</li> <li>ねんざ</li> <li>挫傷（肉離れ等）</li> <li>骨折*</li> <li>脱臼*</li> </ul> <p><small>*骨折・脱臼は応急手当の場合を除き医師の同意が必要です。</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単なる肩こり・筋肉疲労</li> <li>慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用</li> <li>病気（神経痛など）からくる痛み・こり</li> <li>脳疾患後遺症などの慢性病による身体の不調</li> <li>医師の同意のない骨折や脱臼の治療（応急手当を除く）</li> <li>仕事中や通勤途上におきた負傷</li> </ul>

## めがせマスター!

## 接骨院・整骨院にかかるとき

- 1 負傷原因を正確に伝える**  
いつ、どこで、何をしても痛めたかを具体的に伝えましょう。仕事中や通勤途上におきた負傷は公務災害・労災保険が適用されます。
- 2 「療養費支給申請書」は内容を確認のうえ自筆のサイン**  
「受領委任払い」の場合は、患者の自筆のサインが入った「療養費支給申請書」が必要です。必ず負傷原因・負傷名・日数・金額を確認してからサインしてください。誤請求の原因になりますので白紙の申請書にはサインしないでください。
- 3 領収書をもらう**  
施術の記録になるだけでなく医療費控除の際にも必要になります。
- 4 長期の施術にもかかわらずよくなる場合は医師の診断を受ける**
- 5 ついでに施術は受けない**  
付き添ったついでなどに受けた施術に健康保険は適用されません。
- 6 医療機関との重複施術は保険適用外**  
同じけがで、同時期に医療機関で治療を受けながら、接骨院・整骨院でも施術を受けることは、原則として保険適用外です。



柔道整復師の施術内容について、共済組合より確認の連絡をする場合があります。大切な掛金が適正に利用されているかどうかを確認するためのものですので、必ずご回答いただけるよう、よろしくお願いいたします。

# 負傷原因調査にご協力をお願いします



共済組合では、医療費増大対策の一環として、診療報酬明細書（レセプト）を基に負傷原因調査を行っております。

第三者行為や公務災害に該当された場合、本来加害者等が、その治療費を負担することとなります。そのため、共済組合が負担すべきでない医療費について、回収することに努めております。

この調査は、負傷によりマイナ保険証または資格確認書等を使用し、医療機関で治療された場合、その負傷の原因が、第三者行為や公務災害に該当するものではないかを確認するために必要な調査です。

短期財政の適正な運営のため、誠にお手数ではございますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

## 調査方法

共済組合からお勤め先の共済事務担当課を通して配付する「負傷原因報告書」により、組合員の皆さまに報告をお願いしております。

## 調査対象範囲

毎月病院などの医療機関から請求される診療報酬明細書（レセプト）の中から、外傷系の傷病名で3,000点以上を抽出し、作成しております。

## ご注意

診療報酬明細書（レセプト）ごとの調査のため、同一の傷病により複数月にわたり受診された場合や複数の医療機関等で受診された場合は、診療報酬明細書（レセプト）が異なり、複数枚の報告書が配付されることがありますのでご了承ください。

また、調査時期が、受診されてから3カ月後以降の実施となりますので、外傷系の治療をされたときには、受診された日やその原因等を記録されておられますと役立つことと思います。

お問い合わせ先 保健課保健係(直通) TEL 043(248)1115

# 資格喪失後の資格情報通知書・資格確認書の返納について

種類	返納の要否
資格情報通知書	返納不要
資格確認書	資格喪失時点で有効な「資格確認書」をお持ちの場合は、資格喪失後に返納 ※既に有効期限が切れている「資格確認書」の返納は不要

## 注意点

- 「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」等が交付されている場合には、返納が必要となります。
- 資格喪失後もそのまま「資格確認書」等を使用して、保険医療機関等で受診した場合は、不正使用となりますので決して使用しないでください。  
また、資格確認書記入可能欄（住所等）以外の部分をご自分で訂正等することも不正使用となりますので、決して加筆・訂正等をしないでください。

## 返納先について

- 組合員及びその被扶養者 → 元勤務先の共済事務担当課へ返納
- 任意継続組合員及びその被扶養者 → 共済組合へ返納

「資格確認書（任意継続）」等の返納先  
〒260-8502  
千葉市中央区中央港1-13-3  
千葉県市町村職員共済組合 保健課

お問い合わせ先 保健課 資格管理係(直通) 資格調定係 TEL 043(248)1116

自動車事故等において健康保険で治療を受けるときは

# 必ず 共済組合 に 届出 を!



自動車事故など他人の行為（第三者行為）による負傷等で治療を受けた場合、その費用は本来加害者が支払うべきものです。マイナ保険証等を使って治療を受ける場合は、共済組合が一時的に医療費を立て替えて、後日加害者に請求しますので、すみやかに共済組合に連絡し、必要書類の提出をお願いします。

## こんな場合も第三者行為です

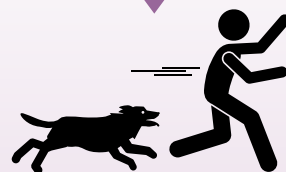
工事現場の落下物でけが



自転車と衝突してけが



他人のペットにかまれてけが



不当な暴力行為でけが



スポーツ中に接触や衝突でけが



外食や購入した食品で食中毒

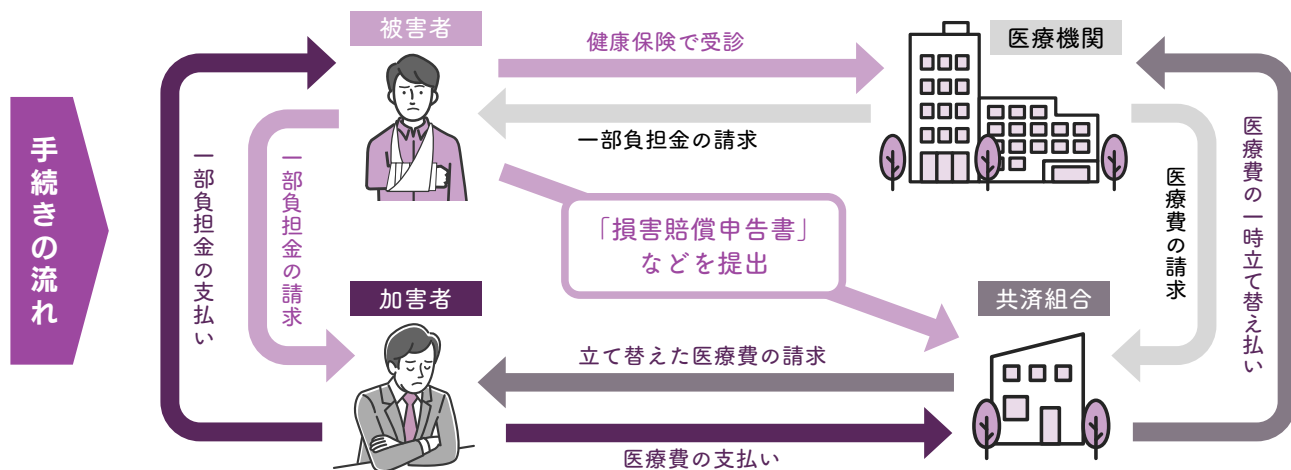


など

ただし 業務中や通勤時のけがは、公務災害（公務員災害補償制度）の適用となりますので、健康保険は使えません。

## 必ず 共済組合に「損害賠償申告書」を提出してください

健康保険を使って治療を受けると、本来加害者が負担すべき医療費を、共済組合が一時的に立て替えることになります。共済組合は後日、加害者に対して立て替えた費用を請求しますので、必ず「損害賠償申告書」などの必要書類を提出してください。



示談は慎重に



示談の内容によっては、健康保険で治療を受けられなくなることがあります。被害者が自分で医療費を負担することになり、かかった費用を共済組合に返還していただく場合もあります。示談は慎重に行うとともに、示談する前には必ず共済組合にご相談ください。

# 共済組合における国民年金第3号被保険者に係る届出等について

第1号～第4号厚生年金保険に加入している組合員に扶養されている、20歳以上60歳未満の配偶者を、国民年金の「第3号被保険者」といいます。

国民年金の第3号被保険者に該当した方の国民年金の保険料については、個別に納める必要はありません。

共済組合で「第3号厚生年金保険に加入されている組合員に扶養されている「国民年金の第3号被保険者」について、該当したとき、または、該当しなくなったとき等には、国民年金を管理している日本年金機構への届出が必要です。届出が必要な場合に該当する際は、組合員の勤務先の共済事務担当課へ必要書類をご提出ください。

## 1 国民年金第3号被保険者に該当した場合の届出

### (1) 届出が必要な場合

- ①～③に該当する場合、配偶者が国民年金第3号被保険者に該当しますので、届出をお願いします。
- ① 配偶者が被扶養者となった場合（20歳未満の方と60歳以上の方は除く）
- ② 認定時に20歳未満であった被扶養配偶者が20歳になった場合
- ③ 配偶者が被扶養者には該当せず、国民年金第3号被保険者にのみ該当する場合（配偶者が被扶養者の要件を備えているが任意継続組合員である場合など）

### (2) 届出方法

次の書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

- ① 国民年金第3号被保険者関係届
- ② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類」参照）
- ③ 項目1「①～③に該当する場合は、次の書類も提出してください。」  
ア 第3号被保険者に係る該当（非該当）申告書  
イ 第3号被保険者の要件を備えたことを確認できる書類（被扶養者の認定申告時の添付書類と原則同様ですが、日本年金機構での審査において他に書類が必要となる場合があります。）
- ④ 第3号被保険者が外国籍の場合は、国民年金第3号被保険者□ーマ字氏名届も提出してください（国民年金

第3号被保険者関係届に第3号被保険者のマイナンバーを記入する場合は不要。

国民年金第3号被保険者の認定については国内に居住している必要があります。留学生や海外赴任に同行する家族等については、例外として届出により、転居前と同様に第3号被保険者の認定を受けることができます。この例外を「海外特例」といいます。また、帰国された場合も届出が必要となります。

※海外特例の届出をされない場合、第3号被保険者の資格が喪失となりますので、ご注意ください。

## 2 国民年金第3号被保険者に非該当となった場合の届出

### 届出が必要な場合

配偶者が国民年金第3号被保険者に非該当となった場合、次の「届出が不要な場合」のいずれかに該当する場合は、国民年金第3号被保険者の非該当の届出が必要となります。

### (1) 届出が不要な場合

- ① 非該当時に配偶者が20歳未満または60歳以上である場合
  - ② 非該当時に配偶者が厚生年金に加入している場合
  - ③ 非該当時に組合員が65歳以上で、老齢基礎年金の受給権を有している場合
  - ④ 組合員の退職により非該当となった場合
- ※いずれにも該当しない場合は、届出をお願いします。

### (2) 届出方法

次の書類を被扶養者申告書等と併せて、勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

- なお、第3号被保険者が死亡により資格喪失となる場合は、届出の省略が可能です（項目6「届出の省略」参照）。
- ① 国民年金第3号被保険者関係届
  - ② 死亡により届出を行う場合、第3号被保険者については基礎年金番号を記入してください。
  - ③ 項目1「国民年金第3号被保険者関係届」  
ア 国民年金第3号被保険者関係届  
イ 第3号被保険者の要件を備えたことを確認できる書類（被扶養者の認定申告時の添付書類と同様ですが、日本年金機構での審査において他に書類が必要となる場合があります。）
  - ④ 項目1「国民年金第3号被保険者に該当した場合の届

出」の①③に該当していた方が非該当の届出を行う場合は、次の書類も提出してください。

ア 第3号被保険者に係る該当（非該当）申告書  
イ 第3号被保険者の要件を欠いたことを確認できる書類（被扶養者の取消申告時の添付書類と同様です）

- ③ 国民年金第1号被保険者への加入手続きについて  
配偶者が第3号被保険者でなくなった後に第1号被保険者となる場合は、配偶者自身が市区町村役場の国民年金担当課で手続きを行ってください。

## 3 国民年金第3号被保険者の届出事項に変更があった場合の届出

- (1) 日本国内において住所を変更した場合（組合員と一緒に住所を変更した場合を含みます）

次の書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。なお、届出の省略が可能です（項目6「届出の省略」参照）。

- ① 国民年金第3号被保険者住所変更届
- ② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類」参照）

- (2) 日本国内から日本国外へ住所を変更した場合（組合員と一緒に住所を変更した場合を含みます）

次の書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

- ① 国民年金第3号被保険者関係届（海外特例の該当を届出）
- ② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類」参照）
- ③ 海外特例に該当することを確認できる書類（被扶養者の認定申告時の国内居住要件の例外に係る添付書類と原則同様ですが、日本年金機構での審査において他に書類が必要となる場合があります。）

- (3) 日本国外から日本国内へ住所を変更した場合（組合員と一緒に住所を変更した場合を含みます）

次の書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

- ① 国民年金第3号被保険者関係届（海外特例の非該当を届出）
- ② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類」参照）

③ 海外特例に非該当であることを確認できる書類（帰国を  
確認できる住民票の写し等）

**(4) 住民票の住所と別の住所を送付先として希望する場合**

次の書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

① 国民年金第3号被保険者住所変更届

様式内の「チエックボックス」に「工 備考 住民票住所以外の住所」に✓をしてください。

② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類」参照）

**(5) 氏名を変更した場合（氏名、生年月日、性別の訂正を含みます）**

次の書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。なお、届出の省略が可能な場合があります（項目6「届出の省略」参照）。

① 国民年金第3号被保険者関係届

② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類」参照）

③ 第3号被保険者が外国籍の場合は、国民年金第3号被保険者ローマ字氏名届も提出してください（国民年金第3号被保険者関係届に第3号被保険者のマイナンバーを記入する場合は不要）。

**(6) 組合員の組合員区分が短期組合員から一般組合員に変更となる場合**

次の書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。

① 国民年金第3号被保険者関係届  
様式内のB-⑩欄は「5. その他（種別確認）」と記入してください。

② マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類（項目4「マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類」参照）

**4 マイナンバー、基礎年金番号等の確認書類**

国民年金第3号被保険者関係届または国民年金第3号被保険者住所変更届を提出する際、届書に第3号被保険者（組合員の配偶者）のマイナンバーを記入するか基礎年金番号を記入するか、また、書類を組合員が提出するか第3号被保険者自身が提出するかに応じて、次の(1)～(3)のいずれかの書類が必要となります。

**(1) 届書に第3号被保険者のマイナンバーを記入した場合、組合員が第3号被保険者の代理で書類を提出する場合**

① 組合員の身元（実存）を確認できる書類（別表1）

② 第3号被保険者のマイナンバーを確認できる書類（別表2）

③ 代理権を確認できる委任状

国民年金第3号被保険者関係届の場合B-①欄の「※ 届書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します」のチエックボックスに✓を付すことで省略できます。

国民年金第3号被保険者住所変更届の場合、届出人欄の「届書の提出は配偶者（第2号被保険者）に委任します」のチエックボックスに✓を付すことで省略できます。

**(2) 届書に第3号被保険者のマイナンバーを記入した場合、第3号被保険者自身が書類を提出する場合**

① 第3号被保険者の身元（実存）を確認できる書類（別表1）

② 第3号被保険者のマイナンバーを確認できる書類（別表2）

**(3) 届書に第3号被保険者の基礎年金番号を記入した場合（書類を組合員が提出する場合も第3号被保険者自身が提出する場合も同様）**

第3号被保険者の基礎年金番号を確認できる書類（年金手帳の写し、基礎年金番号通知書の写し等）

**別表1 身元（実存）を確認できる書類**

①または②の書類のうち、いずれか1つ（添付する際には写しを添付してください。）	
①	個人番号カード
②	運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード（写真付きのもの）
①及び②を提出できない場合には、③の書類のうち、いずれか2つ（添付する際には写しを添付してください。）	
③	公的医療保険の資格確認書、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

**別表2 マイナンバーを確認できる書類**

次の書類のうち、いずれか1つ（添付する際には写しを添付してください。）	
個人番号カード、通知カード（注）、個人番号が記載された住民票・住民票記載事項証明書	

（注）通知カードに記載されている氏名や住所等が住民票に記載されている事項と一致していない場合は使用できません。

**5 各届書を記入する際の注意点**

氏名、住所は住民票と同じ内容を記入してください（通

称名を記入するときも同様）。

なお、海外特例を届出する場合、第3号被保険者の海外住所は備考欄に記入し、住所欄には国内協力者（親族及び事業主）について記入してください。国内協力者あてに日本年金機構からの通知が送付されます。

**6 届出の省略**

(1)～(3)の届出は、日本年金機構において第3号被保険者（組合員の配偶者）のマイナンバーと基礎年金番号の紐付けが完了している場合は、住民票の異動情報により処理が行われるため、不要となります。

マイナンバーと基礎年金番号の紐付けが完了しているかどうか（届出が不要かどうか）は、第3号被保険者本人が年金事務所へ確認してください。

(1) 第3号被保険者が死亡したときの資格喪失の届出  
(2) 第3号被保険者の氏名変更の届出（氏名、生年月日の訂正の届出を含みます）  
※性別の訂正については、省略できません。  
(3) 第3号被保険者が住所を変更したときの届出  
※住民票と別の住所を送付先として登録している場合は、省略できません。

※海外特例に関わる届出は、省略できません。

**7 マイナンバーが変更となった場合の届出**

第3号被保険者（組合員の配偶者）のマイナンバーが変更となった場合は、第3号被保険者自身が年金事務所へ届出を行うとともに、組合員から勤務先の共済事務担当課を通して共済組合へ届出を行うってください。

**国民年金第3号被保険者の  
特例届出について**

過去（昭和61年4月以降）に第3号被保険者の届出もれ等により未加入扱いや未納扱いとなっていた方は、特例の届出によって保険料納付済期間にすることがあります。配偶者の方の年金加入期間について今一度状況を確認し、未加入等となっている場合には、所要の手続きをされることをお勧めします。

なお、第3号被保険者の特例届出に関する情報は、最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

お問い合わせ先

保健課 資格管理係 資格調整係

# 扶養事実確認調査を行います

被扶養者の資格確認のお知らせ

共済日より4月号でお知らせしました令和8年扶養事実確認調査（検認）を次のとおり行いますので、ご協力をお願いします。

なお、調査票や添付書類の提出がない場合、被扶養者の資格確認ができないため認定取消となる可能性がありますので、必ず調査票及び添付書類を提出していただきますようお願いいたします。

また、この調査にかかわらず、被扶養者の要件を欠いた場合は、すみやかに取消申告をしてください。



## 調査対象者

① 調査基準日現在、20歳以上74歳以下の偶数年齢の被扶養者

② 当組合にて「別居」として登録している方で、調査基準日現在20歳以上74歳以下の被扶養者

①、②共に認定日が令和8年1月1日～令和8年6月30日までの方を除く

※調査基準日 令和8年7月1日

## 調査方法

対象者のいる組合員に所属所を経由して「被扶養者資格調査票」を配付します（7月下旬に配付見込み）。

「被扶養者資格調査票」に調査添付書類を添えて、共済事務担当課が指定した提出期限までに、共済事務担当課へ提出してください。

被扶養者の状況に応じて提出する書類について

(1) 調査対象者の令和8年度（令和7年分）所得証明書または非課税証明書

(※) 令和7年1月以降引き続き無収入で、扶養手当が支給されており、かつ、「被扶養者資格調査票」に給与事務担当者が扶養手当の支給について証明される場合に限り所得証明書（または非課税証明書）は添付不要です。

(2) 調査対象者の所得を証する書類

令和7年1月以降の期間に収入がある場合、別表1《収入確認書類の例》を参照してください。収入があったが、無くなった（退職等）場合も収入の種類に応じて添付してください。

なお、詳細は皆さまの勤務先の共済事務担当課を通じて、別途お知らせいたします。

◎「年収の壁・支援強化パッケージ」の対象となる人手不足等の理由から一時的な収入増加等があった場合は、原則として調査における収入に含まれません。当該収入等により扶養限度額以上の収入額が所得証明書や収入確認書類等に表示される場合は次の書類を添付してください。

「年収の壁・支援強化パッケージ」の対象となる収入増加（令和5年10月20日以降の収入）	次の書類について、2種類どちらも事業主等から証明を受けてください。 ・「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」 ・「一時的な収入変動により増加した金額が確認できる「就業（雇用）証明及び給与等支払証明書」
---	--

※状況に応じて右記以外の書類を求める場合があります。

別表1 《収入確認書類の例》

給与収入	・就業（雇用）証明及び給与等支払証明書 令和8年4月・5月・6月の給与等についてお勤め先から証明を受けてください。 ・労働条件通知書
給与収入が無くなった（退職）	・退職日が記載された源泉徴収票（写） ・退職証明書
事業収入・農業収入・不動産収入	・令和7年分確定申告時の書類一式（写）
事業・農業・不動産収入が無くなった（廃業）	・税務署へ提出した個人事業の開業・廃業等届出書（写）
利子収入	・令和7年分確定申告時の書類一式（写） ・支払通知（写）
配当収入 株取引による収入	・令和7年分確定申告時の書類一式（写） ・特定口座年間取引報告書（写）
先物取引による収入	・令和7年分確定申告時の書類一式（写）
国民年金 厚生年金 企業年金	・令和8年4月分の年金支給額を確認できる改定通知書（写） ・令和8年6月の振込み額を確認できる振込通知書（写） ・令和8年5月以降の年金額に改定があった場合には、直近の改定通知書（写）も併せて添付してください。
公的年金等以外の雑収入 （例：生命保険会社の個人年金）	・令和7年分確定申告時の書類一式（写） 雑収入については必要経費を含む総収入で限度額を判断します。
労災保険給付	・事業主等から発行された支給内容を確認できる書類（写）
雇用保険給付	・雇用保険受給資格者証（写） その他、給付内容を確認できる通知書等（写）
医療保険継続給付	・医療保険者・事業主等から発行された支給内容を確認できる書類（写）
その他収入	・収入の実情に応じて、収入金額を確認できる書類（個々に対応）

「令和7年分確定申告時の書類一式（写）」について、確定申告を行っておらず、住民税の申告のみを行っている場合には令和8年度分住民税の申告時の書類一式（収支内訳がわかる部分を含む）の写しを添付してください。

※状況に応じて上記以外の書類を求める場合があります。

なお、対象期間外に当該理由による一時的な収入増加があり、扶養限度額以上の収入となった場合は取消該当となりますので、勤務先の共済事務担当課を通じ、すみやかに被扶養者の取消申告を行ってください。

※詳細については、厚生労働省ホームページの「事業主の証明による被扶養者のQ&A」をご覧ください。資格管理・資格調定係へお問い合わせください。

### (3) 組合員と別居している場合

仕送り確認書類（銀行の振込受領書（写）、ATM利用明細書（写）、通帳（写）等）（状況によりその他の書類も求める場合があります）。

※仕送り回数は原則として毎月（最低限、年4回以上、仕送り額は別居している被扶養者全員の収入の2分の1以上（最低限、年額60万円以上）であることが必要です。

・金融機関を介しての仕送りの場合は、金融機関の振込受領書の写しまたはATM利用明細書の写し等、①振込人（組合員）氏名②受取人（被扶養者）氏名③送金日④金額が確認できる書類の写し（直近の連続した3カ月分）

・被扶養者の口座へ直接入金している場合は、被扶養者の通帳の写し等（直近の連続した3カ月分）

・学生の場合で、学費や家賃を組合員が直接学校等に送金しているときは、その送金状況が確認できる書類の写し（有効期限内の学生証（写）を添付する場合を除く）

・その他仕送り（援助）を行っていることが確認できる書類があるときはその写し

### (4) 日本国内に住所（住民票）を有しない方

日本国内に生活の基礎があると確認するための書類

**別表2** 《日本国内に住所（住民票）を有しない場合の必要書類》を参照してください（状況によりその他の書類も求める場合があります）。

**別表2 《日本国内に住所（住民票）を有しない場合の必要書類》**

例外該当事由	添付書類の例
①外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であつて、②に掲げる者と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤その他の場合で、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

※外国語で作成された書類には、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳を添付してください。

調査添付書類は、調査時点（令和8年7月1日時点）で直近のものを添付してください（「被扶養者資格調査票」にも、添付書類等について記載しております）。

### 調査（検認）結果の通知

「被扶養者資格調査票」は順次審査を行い、継続認定者については「被扶養者資格調査票」に「検認済」を表記し、組合員へ添付書類とともに返却します。

取消該当者については、「被扶養者資格調査票」を添付書類とともに返却しますので、所属所を通じて別途被扶養者の取消申告をお願いします。

なお、取消申告の際に「組合員被扶養者証（令和7年12月1日以前の取消の場合）」または「資格確認書」が交付されている場合は必ず返納ください。

## 「標準期末手当等の額」の決定と標準期末手当等決定通知書の送付について

期末手当・勤勉手当等が支給されたときは、「標準期末手当等の額」が決定されます。

「標準期末手当等の額」とは、原則として、同月内に支給された期末手当・勤勉手当等の合算額の千円未満を切り捨てた額であり、期末手当・勤勉手当等の分の掛金・保険料の算定や、将来の年金額の算定に用いられます。

「標準期末手当等の額」を決定したときは、標準期末手当等決定通知書を勤務先の共済事務担当課を経由して送付させていただきます（原則として、期末手当・勤勉手当等の支給月の翌月の送付となります）。

通知書は、「標準期末手当等の額」を通知するものですので、組合員の皆さまからのお手続きはございません。



お問い合わせ先

保健課 資格管理係  
資格調定係



# 扶養認定・取消に伴う 収入確認書類の保管について



扶養の認定や取消を判定する際の状態を確認するため、様々な書類を提出していただくこととなりますが、ここでは収入に関する主な必要書類等についてご説明いたします。

## ●収入について

扶養認定・取消の基準のひとつである「収入が年額130万円未満」（19歳以上23歳未満の配偶者以外の方は「収入が年額150万円未満」、障害を支給事由とする公的年金等の受給要件に該当する程度の障害を有する方または60歳以上である方は「収入が年額180万円未満」）の“収入”とは、主なものとして次のものがあり、**収入の性質によって、年額、月額または日額で判断**します。

- |   |   |    |
|---|---|----|
| ①給与収入（給料・交通費・賞与・手当等）                        | → | 月額 |
| ②社会保険給付金（雇用保険・傷病手当金等）                       | → | 日額 |
| ③事業収入（営業収入・農業収入等）                           | } | 年額 |
| ④不動産収入                                      |   |    |
| ⑤利子・配当収入                                    |   |    |
| ⑥株式等収入（株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引〈FX〉・先物取引・暗号資産等） |   |    |
| ⑦雑収入（年金・恩給・企業年金・農業者年金・個人年金等）                |   |    |

なお、①～⑦以外であっても、恒常的と認められる場合には収入として算定します。

③～⑥ → 事業収入、不動産収入等の場合は、所得税法上の必要経費控除前の総収入が基本となりますが、扶養認定において認められる必要経費のみを控除し、収入額を算定します。扶養認定において認められる必要経費は、当組合ホームページでご確認ください。

⑦ → 年金収入の場合、税や介護保険料等が控除される前の総額のことです。

※扶養認定における所得とは、所得税法上の所得とは同一ではありません。

せんのでご注意ください。

※認定対象者に配偶者がいる場合に、夫婦の扶助義務の観点から、夫婦の年間収入額を合算して扶養限度額を判断することとなります。（例：組合員の父母を認定するとき）

## ●収入確認書類について

収入が無いまたは減少した場合や、発生・増加したことによる扶養認定・取消の際、及び被扶養者の方の収入等を定期的に確認させていただくために当組合が行う扶養事実確認調査（検認）の際に、**収入を確認するための書類を提出していただくこととなります。**収入状況を確認するための主な書類については下記のとおりです。

ただし、状況により必要に応じて複数の書類や下記以外の書類を求める場合があります。

所得証明書、非課税証明書、給料明細書、賃金証明書、労働条件通知書、源泉徴収票、就業証明書、退職証明書、雇用保険受給資格者証、確定申告時の書類一式、特定口座年間取引報告書、開業届、廃業届、年金決定通知書、年金改定通知書、年金振込通知書など

※これらの書類は収入状況を確認するために必要ですので、紛失されないよう大切に保管しておいてください。

なお、その他にも収入状況が確認できるものがありましたら併せて保管しておいてください。

また、必要書類が提出できず、収入を明確にすることができない場合には、被扶養者として認定または認定継続することができませんのでご注意ください。

※扶養認定申告時の所得証明書と非課税証明書は、当組合が個人番号を利用した情報連携により「所得証明書または非課税証明書に関する情報」を取得することについての同意書を提出していただくことで、省略が可能となります。

## 労働契約内容に基づく被扶養者認定の取り扱いについて

令和8年4月1日より、以下の要件に該当する場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される【労働条件通知書】等の内容を確認し、給与収入が扶養限度額未満であれば、原則被扶養者として取り扱うこととなります。

【要件】

①認定対象者の収入が非課税の収入を含め給与収入のみであること。

併せて、認定対象者の「給与収入のみである」旨の申立てが必要となります（「被扶養者申告書」の提出の際に、非課税を含めた収入が給与収入のみである申立欄に署名を受けた「扶養事実申立書」等を添付してください。）。

※認定対象者が給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある方については、従前の取り扱いとなります。

②【労働条件通知書】については基本給、出勤日数（時給の場合は出勤時間）、雇用契約期間等が記載され、想定できる給与収入の具体的な金額が算出できること。

③雇用契約期間が1年以上あること。

④主として組合員の収入により生計を維持していること。

なお、この取り扱いにおける給与収入には、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は含まないこととなります。

また、この取り扱いによって被扶養者となった場合は、毎年、扶養事実確認調査の対象となります。

お問い合わせ先

保健課 資格管理係（直通） TEL 043(248)1116  
資格調定係

# 子や父母（祖父母）を被扶養者とする場合の注意点について



被扶養者の対象範囲は日本国内に住所のある3親等内の親族で「主として組合員の収入により生計を維持している者」であり、被扶養者認定の取扱いにおいては一定の基準を設けて処理を行うこととしております。

## 1 子の認定の取扱い（夫婦共同扶養の場合）

- (1) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子については、組合員に扶養手当が支給されている場合には、組合員を「主として生計を維持する者」とし、子を被扶養者とします。
- (2) 前記以外の子で満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についても、組合員に扶養手当が支給されている場合には、組合員を「主として生計を維持する者」と判断しますが、その子の収入やその子に他の扶養義務者（配偶者等）がいるかの確認を行った後に、認定の可否を判断します。
- (3) その他の子については、年間収入の多い方を「主として生計を維持する者」とし、その方の被扶養者とするを原則とします。

また、年間収入が同程度（収入差が1割以内）の場合は、申告により「主として生計を維持する者」とし、申告者の被扶養者とします。

なお、認定の可否については、その子の収入やその子に他の扶養義務者（配偶者等）がいるかの確認を行った後に、判断します。

## 2 組合員の配偶者以外の認定時に、認定対象者自身に配偶者が存在する場合の取扱い

### 例：父母・祖父母の認定時

認定対象者ご夫婦について、双方またはいずれか一方を被扶養者として認定する場合

- (1) 夫婦の扶助義務の観点から、夫婦の年間収入を合算して判断することとします。  
合算額の収入要件の判断基準は下記の「父母の認定時における収入判断一覧表」です。
- (2) 祖父母については、父母が経済的援助を行っている場合があるため、父母の年間収入や扶養能力、組合員が扶養しなければならない経緯・理由等を勘案し判断します。

## 3 義父母の認定の取扱い

義父母の認定については、実子に収入がある場合には、組合員の収入が多い場合であっても、まず実子において扶養すべきものとして、慎重に審査することとします。

## ● 父母の認定時における収入判断一覧表 ●

区 分	父母の一方 A	Aの配偶者 B	①+②	○印は収入要件を満たす。 ×印は収入要件を満たさない。	
	年間収入額①	年間収入額②		A	B
父母ともに 60歳未満（障害年金該当者を除く） 【130万円の者】 + 【130万円の者】	130万円未満	130万円未満	260万円未満	○	○
	130万円以上	130万円未満	260万円未満	×	○
	130万円以上	130万円未満	260万円以上	×	×
	130万円以上	130万円以上	260万円以上	×	×
父母のいずれかが 60歳未満の障害年金該当者または60歳以上 【130万円の者】 + 【180万円の者】	130万円未満	180万円未満	310万円未満	○	○
	130万円以上	180万円未満	310万円未満	×	○
	130万円以上	180万円未満	310万円以上	×	×
	130万円以上	180万円以上	310万円以上	×	×
父母のいずれかが 60歳未満の障害年金該当者または60歳以上 【180万円の者】 + 【130万円の者】	180万円未満	130万円未満	310万円未満	○	○
	180万円以上	130万円未満	310万円未満	×	○
	180万円以上	130万円未満	310万円以上	×	×
	180万円以上	130万円以上	310万円以上	×	×
父母ともに 60歳未満の障害年金該当者または60歳以上 【180万円の者】 + 【180万円の者】	180万円未満	180万円未満	360万円未満	○	○
	180万円以上	180万円未満	360万円未満	×	○
	180万円以上	180万円未満	360万円以上	×	×
	180万円以上	180万円以上	360万円以上	×	×

◎今回掲載の注意点が判断基準のすべてではありませんのでご注意ください。（他の判断基準の例：別居時の仕送り内容・国内居住要件等）

### ◎認定日の取扱い

扶養要件を備えた日から30日以内に「被扶養者申告書」及び必要書類を勤務先の共済事務担当課へ提出してください。この場合は、要件を備えた日が認定日となります。

ただし、30日を越えて提出された場合は、原則として勤務先の共済事務担当課での受付日が認定日となります。

※さかのぼっての認定はできませんので、被扶養者の要件を備えたら速やかに手続きをしてください。

お問い合わせ先

保健課 資格管理係（直通） TEL 043(248)1116  
資格調定係

# 新・団体医療保険を募集開始します

募集期間

2026年6月1日(月) から6月12日(金) まで

保険期間

2026年8月1日から1年間

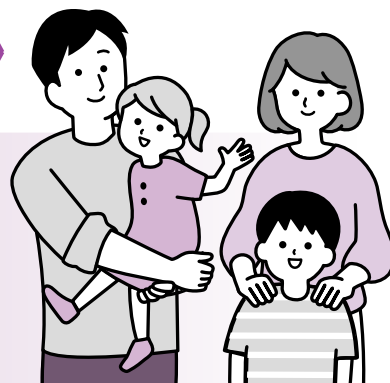
※中途加入は、  
随時受付中です。

共済組合では、疾病・傷害による入院・手術・先進医療や  
三大疾病に関する費用も補償する「新・団体医療保険」を取り扱っております。

組合員様及びご家族の方も加入できます。

## 主な特徴

- 個人で加入する保険より割安！ 団体割引 20%適用
- 日本国内外でのケガ・病気による入院・手術を補償！
- 日帰り入院から補償！



## 三大疾病に備えるオプション補償

治療の長期化による出費への備えとして、、、  
三大疾病診断保険金支払特約をおススメします!!

三大疾病診断保険金特約は、被保険者が三大疾病（がん・急性心筋こうそく・脳卒中）となり、下記の状態となった場合に、一時金をお支払いします。  
一時金として保険金をお支払いしますので、安心して治療に専念できます。

### がん (悪性新生物)

- 初めてがんが診断確定された場合
- がんが完治した後、初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合
- 新たながんが生じたと診断確定された場合

### 急性 心筋こうそく

- 急性心筋こうそくを発病し、その治療を直接の目的として入院を開始した場合

### 脳卒中

- 脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳こうそく）を発病し、その治療を直接の目的として入院を開始した場合

※保険金の支払事由の発生からその日を含めて1年以内に同一の支払事由に該当した場合は保険金をお支払いできません。

● このご案内は、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店までお問い合わせください。

お問い合わせ先  
取扱代理店

有限会社ちば共栄サービス TEL 043(248)1536  
(受付時間：平日の午前9時から午後4時まで。)

※パンフレットは、共済組合  
ホームページをご覧ください。



SJ26-00290 2026年4月7日

2026.6 No.590 ちば共済だより

3回  
で学ぶ

# 介護講座 募集案内



現代の日本では、「介護」は誰もが直面する重要な問題となってきました。既に介護が始まっている方や、まだの方でもいざという時に備えて介護の知識や技術を事前に習得しておくことが大切です。

今年度も共済組合では、在宅介護の一助となるよう、3日間で学ぶ「介護講座」を開講します。

実技を行う講習も予定しており、介護は知識だけではなく実際に体験し、体で覚えることが重要だといわれています。

介護をする側、される側の気持ちが体験できる貴重な講座に、是非ご家族の皆様と一緒にご参加ください。

## ●開催日時

令和8年8月22日(土)・8月30日(日)・9月5日(土)

●会場 オークラ千葉ホテル「JR千葉みなと駅」、「千葉都市モノレール市役所前駅」より徒歩5分

●時間 午前10時から午後3時30分頃まで  
(初回のみ午後3時頃まで)

## ●内容

### ●1日目

#### 「突然の介護に備える介護準備経済学」

介護の現状やかかる費用等の講義を中心とした講座を行います。

毎回ご好評をいただいております横井講師が1日をかけて講義を行います。

### ●2日目

#### 「介護が必要になった時に、知っておきたい知識と技術」

午前は看護師資格を持つ先生による認知症の話を含めた講義、午後は理学療法士による実技を伴った体で覚える体験実技を行います。

### ●3日目

#### 「メリハリのある生活が寝たきりをつくらない」

寝たきりをつくらない介護法の講義後、1日に必要な介護術を体験実技しながら学びます。

## 1 申込資格

\*組合員及びその家族(16歳以上)

\*3日ともすべて出席できる方(参加できない場合は当組合へご相談ください)

\*昨年も含めて、過去に介護講座を受講したことのない方

2 募集人数 40名(申込者多数の場合は、抽選とします)

3 受講料 無料(昼食は共済組合でご用意します。)

## 4 申込方法

6月以降に共済組合ホームページの申込専用ページ「各種申込フォーム」から介護講座の申込フォームへアクセスしていただき、必要事項をご入力ください。  
※同一メールアドレスによる複数申し込みはご遠慮ください。

### フォームへ入力していただく必要事項

- |         |            |
|---------|------------|
| ①組合員等記号 | ②組合員等番号    |
| ③組合員氏名  | ④受講者氏名     |
| ⑤電話番号   | ⑥PCメールアドレス |
|         | ⑦住所        |



※個人情報の利用目的 申込フォームに入力された個人情報は、介護講座における以下の目的に使用します。

- お申し込み確認と参加者名簿を作成するため
- 受講決定を通知するため
- その他、講座を円滑に運営するため

## 5 申込締切日

令和8年6月30日 23:59

## 6 その他

受講者決定後、「受講の案内」を申込フォームへ入力いただいたメールアドレスに送信いたします。

## ～昨年の受講者の声～

- 知らないことが沢山あり大変勉強になりました。(1日目の感想)
- 実技で実際にやってみることで講義だけではわからなかった点を得ることができました。(2日目の感想)
- このような講座は本当に必要で有益だと思います。細やかな講義内容で良かったです。(3日目の感想)

お問い合わせ先

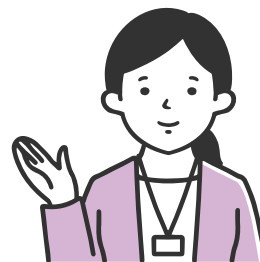
福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

## 「特定健康診査受診券」を6月下旬に発行します！

### ◆ご自身、ご家族の健康管理のため、ぜひ受診してください

特定健康診査・特定保健指導の実施方法については、共済だより4月号でご案内いたしましたが、「特定健康診査受診券」を6月下旬に発行いたしますので、該当される方は次の点にご注意いただき、すみやかに受診くださるようお願いいたします。

自覚症状が出にくい生活習慣病は、気付かないうちにどんどん悪化し、症状が出たときにはすでに重症ということも少なくありません。ご自身の健康チェック・生活習慣病の早期発見のために、1年に1回の特定健康診査を必ず受診しましょう。



### 受診にあたっての注意事項

#### ●「特定健康診査受診券」の交付

被扶養者の方の受診券は、所属所経由で組合員を通して配付いたしますので、所属所担当課から「受診券」を受け取られた組合員の方は、該当者に「受診券」をお渡しくださるようお願いいたします。

任意継続組合員及びその被扶養者の方は、直接自宅に送付いたします。

※事業主健診対象外の短期組合員の方につきましては、特定健康診査受診券申請書を所属所経由で提出していただくことにより、特定健康診査受診券を交付いたします。

#### ●受診方法

「受診券」に同封いたしました「健診機関一覧」に掲載の医療機関、または「検診車等が実施する集団方式による健診」で受診してください。

なお、受診の際は、予約が必要な場合は事前に電話にて予約のうえ、必ず「受診券」と記号番号の確認できる「資格確認書」、「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」または「マイナポータル」等を提示してください。

「受診券」による特定健康診査は、無料で受けることができます。

※人間ドックを受ける場合は、特定健康診査受診券は使用できません。「人間ドック利用承認申請書」提出時に受診券を返還してください。

※特定健診当日に保健指導を実施することが可能ですので、ぜひご受診ください！

※実施医療機関の事情により、集団方式による健診は、実施日の変更が生じる場合がございます。実施医療機関に確認のうえ、受診するようお願いいたします。

## 歯科口腔健康診査の実施について



当組合では、組合員を対象として、歯科疾患の予防、早期発見及び早期治療を図ることを目的に、歯科口腔健康診査を実施しています。

初期の歯科疾患は自覚症状が乏しく放置されがちですが、気付いた時には歯を失う原因になるほど進行してしまうことがあります。

歯と口腔の健康は、食事や会話を楽しみ、快適で豊かな人生を送るために欠かせないものです。また、歯科疾患の予防は、「生活習慣病」や「がん」のリスクを減らすことにもつながります。対象の方は、この機会にぜひ歯科口腔健康診査を受診してください。

#### ●対象者

年度内に25歳以上で10歳刻みの年齢（25、35、45、55歳…）に達する組合員（継続長期組合員及び任意継続組合員を除く）

#### ●受診方法

所属所を經由して、6月下旬頃に該当組合員へ「歯科口腔健康診査受診券」を配付します。

同封する「協力歯科医院一覧表」に掲載されている歯科医療機関に電話等により予約のうえ、「歯科口腔健康診査受診券」、「歯科口腔健康診査票」に必要事項を記入し、記号番号の確認できる「資格確認書」、「資格情報のお知らせ（資格情報通知書）」または「マイナポータル」等を提示して受診してください。

また、「歯科口腔健康診査受診券」による歯科口腔健康診査は、無料で受けられます。

「歯科リスク自己判定セット（チェックガム・チェックシート）」を同封しますので、お口の状態のセルフチェックにお役立てください。

#### ●有効期限 令和9年2月28日まで

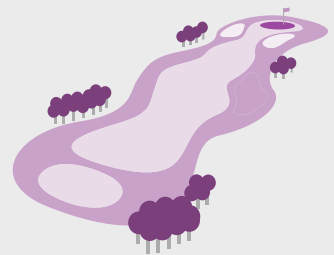
#### ●検査内容

現在の歯（健全歯、未処置歯及び処置歯）の状況、喪失歯の状況、歯周組織の状況、口腔粘膜の状況及び口腔清掃状況を検査し、必要に応じて保健指導を実施します。

# ゴルフ大会開催のお知らせ!

共済組合では、組合員の皆さまのスポーツを通じた健康づくりと余暇の活用を目的とし、ゴルフ大会を開催します。

今回は、2回目の大会について下記のとおりご案内いたします。屈指の名門コースでのプレーをお楽しみください。上位入賞の方には直営施設のペア宿泊券、施設利用割引券などの賞品をご用意しております。



## 1 参加資格

組合員及びその被扶養者（15歳以上（中学生を除く））とします（男女を問いません）。

## 2 開催内容

### (1) 開催日及び開催場所

令和8年8月26日(水)

浜野ゴルフクラブ

午前8時00分スタート～

千葉県市原市永吉937

TEL 0436(52)3111



### (2) 募集人数

120名 (30組)

### (3) 大会の内容

**ア** スタート表については、当組合が作成します。

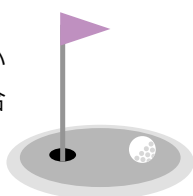
**イ** プレー後、表彰式等はありません。成績表は後日代表者宛てに参加人数分送付いたします。また、賞品についても成績表と合わせて代表者に送付いたします。

**ウ** ゴルフ大会は、現地集合・現地解散となります。

**エ** 当日は、天候等の状況により開催を中止する場合がありますので、予めご了承ください。

**オ** 代理参加は認めません。

都合により参加できない場合は、速やかに当組合までご連絡ください。



## 3 募集期間及び申込方法

### オンライン申込



6月以降に共済組合のホームページに掲載されるゴルフ大会の申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。**申込期限は、令和8年6月30日23時59分です。**

また、1回の申込は4名様までのご応募とさせていただきます。

\*代表者を入れ替えての複数応募は、ご遠慮ください。  
\*参加者の決定は抽選とし、結果については、後日代表者に通知します。

1人でも多くの方にご参加いただき、直前でキャンセルされる方を減らすため、当選されたら参加が確実な方のご応募をお待ちしています。

**なお、同じメールアドレスでの複数申し込みはご遠慮ください。**

また、抽選結果に関する照会をご遠慮ください。

## 4 参加者負担金

**1名様 現金 8,000円**

\*負担金には、1Rキャディ付プレー、昼食代（ランチ及び1ドリンク付き）、プレー終了後飲み物代（1ドリンク分）、練習ボール（1コイン）、ゴルフ場利用税、消費税が含まれています（売店利用代、追加料理等については、各自精算となります。）

## 5 上位者賞品

1位……………直営施設（那須の森ヴィレツジ・黒潮荘）  
ペア宿泊券

2位、3位……………直営施設利用券 5,000円

4位、5位……………直営施設利用券 3,000円

6位～8位……………オークラ千葉ホテル10F  
スパ・スカイビュー無料招待券2枚

### 〈個人情報の利用目的〉

お申し込みいただいた個人情報は、ゴルフ大会運営における以下の目的に利用し、その他の目的には一切利用いたしません。

1. 申し込み確認と参加者名簿を作成するため 2. ゴルフ場への利用登録のため 3. その他、ゴルフ大会を円滑に運営するため

お問い合わせ先

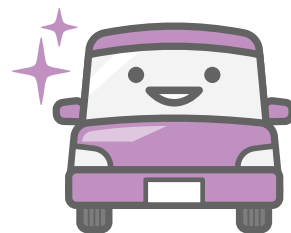
福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

# 共済ローン（貸付事業・物資事業）を

## ご活用ください



共済組合は組合員の皆さまの生活の安定を目的とし、資金の貸付け（貸付事業）及び立替払い（物資事業）を低利率にて行っておりますのでご活用ください。



### 貸付事業について

組合員に資金の貸付けを行う事業です。

事前に締切日や詳細等をご確認の上、お勤め先の共済事務担当課を通して当組合へ申し込みくださるようお願いいたします。

※原則月末締切（申込書等共済組合着）、翌月28日送金となり、貸付金送金日以前に支払期限が到来している、または支払済みの費用については貸付対象とはなりませんので、ご注意ください。

- **普通貸付**…営利を目的としない有形財産の購入等（給料月額×6倍、最大200万円まで）
- **住宅貸付**…組合員が自己の用に供するための住宅建築や購入、リフォーム資金として（給料月額及び勤続年数に応じて最大1800万円まで）
- **入学貸付**…組合員、その被扶養者または被扶養者でない子の入学（給料月額×6倍、最大200万円まで）
- **修学貸付**…組合員、その被扶養者または被扶養者でない子の修学（1年度につき最大180万円まで）
- **結婚貸付**…組合員、その被扶養者または被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹の結婚式費用（給料月額×6倍、最大200万円まで）
- **葬祭貸付**…組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹または配偶者の父母の葬儀費用（給料月額×6倍、最大200万円まで）

その他、在宅介護対応住宅貸付、災害家財貸付、災害住宅貸付、災害再貸付、医療貸付、高額医療貸付、出産貸付があります。詳細については下記までお問い合わせください。

### 物資事業について

当組合が契約している特約店（当組合ホームページにてご確認ください）にて自動車を購入する際、立替払いを行う事業です。



お勤め先の共済事務担当課で物資購入票の発行を受け、ご利用ください。

利用額 **最大300万円**（10万円以上1万円単位、償還期間最大10年）

※普通貸付と併用可、合算して **最大500万円** まで利用可能。

### ～共済ローンのメリット～

#### ①低利率

普通貸付等年利1.26%、物資事業年利1.39%  
（令和8年6月1日現在）

借入額にかかわらず、低利率でご利用いただけます。

※利率は変動する場合があります。

#### ②事務手数料不要

共済組合の貸付及び物資事業は福祉事業の一環として行っていますので、貸付実行手数料、繰上返済手数料等についていただいております。

※貸付事業において団体信用生命保険等に任意加入した場合、保険料は別途必要となります。

#### ③担保不要

償還については給与控除にて毎月返還いただき、退職時に未償還金が残存している場合は退職金から控除し返済いただくこととなっているため、抵当権や連帯保証人の設定等は不要です。

### 注意点

- 新規貸付、既に借入れている貸付、物資事業及び他の金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の合計が給料月額の30%を超える場合、または償還年額が年収（給料月額×16）の30%を超えるとき等、事業の利用ができない場合がありますので予めご了承ください。
- 会計年度任用職員等の任期の定めがある組合員の方については、利用に制限がありますのでご注意ください。

お問い合わせ先

福祉課福祉係(直通) TEL 043(248)1113

# 特約店情報変更のお知らせ

## ●特約店名の変更がありました

	特約店名(特約店No)	本社住所・電話番号
新	ホンダカーズ千葉中(060)	千葉県千葉市美浜区新港222-3 TEL 043(441)8333
旧	ホンダカーズ千葉東(060)	千葉県東金市堀上259 TEL 0475(52)5001

## ●営業所の追加がありました

特約店名(特約店No)	営業所名	営業所住所・電話番号
ネットヨタ千葉(005)	GR Garage	千葉県千葉市美浜区新港70-1 TEL 043(241)7632
	Netz Sport 千葉	千葉県千葉市美浜区新港70-1 TEL 043(241)7632
千葉日産(007)	おおたかの森店	千葉県流山市おおたかの森西4-8-2 TEL 04(7178)8811
	みのり台駅前店	千葉県松戸市稲台1-11-7 TEL 047(366)1888
ホンダカーズ千葉中(060)	松戸中央店	千葉県松戸市南花島3-40-9 TEL 047(331)8555
	津田沼店	千葉県習志野市藤崎5-1-23 TEL 047(478)5131
	佐倉志津店	千葉県佐倉市井野町61-3 TEL 043(460)0505
	五井中央店	千葉県市原市五井中央西2-24-24 TEL 0436(24)1111
	市原馬立店	千葉県市原市馬立2050 TEL 0436(95)5050
	四街道店	千葉県四街道市栗山1082 TEL 043(422)0360
	佐倉白銀店	千葉県佐倉市白銀1-26-2 TEL 043(483)8870
	小見川店	千葉県香取市本郷425 TEL 0478(83)0027
	U-Select 美浜	千葉県千葉市美浜区新港222-3 TEL 043(441)8333
	U-Select 東松戸	千葉県松戸市東松戸4-11-7 TEL 047(391)1888
	ホンダモビリティ南関東(091)	U-Select 稲城

## ●営業所名等の変更がありました

特約店名(特約店No)	営業所名	営業所住所・電話番号	
ホンダカーズ東葛(015)	新 CAR PLAT 流山	千葉県流山市三輪野山2-1-33 TEL 04(7178)6333	
	旧 U-Select 千葉流山インター	千葉県流山市三輪野山2-1-33 TEL 04(7178)6333	
ホンダカーズ茂原(026)	新 本社	千葉県茂原市小林1618-2 TEL 0475(27)7600	
	旧 ホンダカーズ茂原	千葉県茂原市小林1618-2 TEL 0475(27)7600	
ファミリー(066)	新 ファミリー木更津	千葉県木更津市太田2-13-15 TEL 0438(23)1900	
	旧 フォルクスワーゲン木更津	千葉県木更津市太田2-13-15 TEL 0438(23)1900	
日動自販(シンドバッド)(082)	新 アルファード ヴェルファイア SUV専門 船橋店	千葉県船橋市飯山満町1-194 TEL 047(426)3000	
	旧 1BOX・SUV専門店	千葉県船橋市飯山満町1-194 TEL 047(426)3000	
	新 レクサス専門 船橋中央店	千葉県船橋市飯山満町1-198 TEL 047(426)2000	
	旧 レクサス専門店	千葉県船橋市飯山満町1-198 TEL 047(426)2000	
ホンダモビリティ南関東(091)	新 CAR PLAT 草加中央	埼玉県草加市西町255-1 TEL 048(912)1520	
	旧 U-Select 草加中央	埼玉県草加市西町255-1 TEL 048(912)1520	
	新 CAR PLAT 八王子南	東京都八王子市堀之内2-2-5 TEL 042(679)6101	
	旧 U-Select 八王子南	東京都八王子市堀之内2-2-5 TEL 042(679)6101	
	東戸塚南店	新 神奈川県横浜市戸塚区前田町16-9	TEL 045(825)8100
		旧 神奈川県横浜市戸塚区前田町67-3	TEL 045(825)8100

## ●特約店の廃止がありました

特約店名(特約店No)	本社住所・電話番号
ホンダカーズ市原(023)	千葉県市原市五井中央西2-24-24 TEL 0436(24)1111
ホンダカーズ松戸(033)	千葉県松戸市稲台1-11-17 TEL 047(366)1888
ホンダプリモ栗山(081)	千葉県四街道市栗山1082 TEL 043(422)0360
ホンダプリモ小見川(084)	千葉県香取市本郷425 TEL 0478(83)0027

※上記4店について、令和8年4月1日付けで「ホンダカーズ千葉東」と合併し、「ホンダカーズ千葉中(060)」として特約店契約しております。

## ●営業所の廃止がありました

特約店名(特約店No)	営業所名	営業所住所・電話番号
千葉トヨペット(001)	土気店	千葉県千葉市緑区あすみが丘1-17-11 TEL 043(295)1181
	大網マイカーセンター	千葉県大網白里市経田39-1 TEL 0475(70)1181
	UVIS佐倉志津店	千葉県佐倉市西志津2-8-12 TEL 043(460)1166
	成田ニュータウン店	千葉県成田市赤坂3-1-2 TEL 0476(29)8180
	流山店	千葉県流山市三輪野山2-18-7 TEL 04(7178)8811
千葉日産(007)	柏R16号店	千葉県柏市柏1370-1 TEL 04(7163)2341
	U-CAR富里	千葉県富里市七栄1006-7 TEL 0476(92)4100
ダイハツ千葉(048)	U-CAR千葉ニュータウン店	千葉県印西市高花1-25-7 TEL 0476(48)1556
	U-CAR沼南	千葉県柏市風早1-6-5 TEL 04(7160)6300
	U-CAR木更津	千葉県木更津市長須賀2089-1 TEL 0438(23)2131
	U-CAR野田	千葉県野田市花井364-2 TEL 04(7123)7575
	U-CAR館山	千葉県館山市山本231-2 TEL 0470(22)5641
	U-CARユーカリ	千葉県佐倉市ユーカリが丘3-3-1 TEL 043(461)1106
	U-CAR君津	千葉県君津市外箕輪3-17-26 TEL 0439(55)2351
	U-CARおゆみ野	千葉県千葉市緑区おゆみ野南2-9-3 TEL 043(300)3131
	U-CAR市原	千葉県市原市更級2-5-2 TEL 0436(25)6777
	U-CAR習志野	千葉県船橋市習志野4-9-2 TEL 047(476)8888
	U-CAR柏	千葉県柏市十倉二337-122 TEL 04(7132)5311
U-CAR鎌ヶ谷	千葉県鎌ヶ谷市道野辺本町2-8-25 TEL 047(446)6000	
U-CAR松戸南	千葉県松戸市岩瀬611-2 TEL 047(361)5571	
ファミリー(066)	フォルクスワーゲン 柏	千葉県柏市十倉二297-303 TEL 04(7133)2030
ホンダモビリティ南関東(091)	上野毛店	東京都世田谷区上野毛1-2-2 TEL 03(3704)6151

## 契約施設からのお知らせ

下記の契約施設については、令和8年6月1日より、利用料金の改定が行われますのでお知らせします。

### ●施設名 鯛の浦遊覧船

「共済だより令和8年4月号」別冊一覧掲載ページ 36ページ

訂正前	契約料金	組合負担額	利用者負担額
	中学生以上 1,200円	1,000円	200円
	小学生 600円	600円	0円

訂正後	契約料金	組合負担額	利用者負担額
	中学生以上 <b>1,500円</b>	1,000円	<b>500円</b>
	小学生 <b>900円</b>	<b>900円</b>	0円

下記の契約施設については、令和8年4月16日より、利用料金の改定が行われましたのでお知らせします。

### ●施設名 那須どうぶつ王国

「共済だより令和8年4月号」別冊一覧掲載ページ 38ページ

訂正前	契約料金	組合負担額	利用者負担額
通期	大人(中学生以上) 2,600円	1,000円	1,600円
	子供(3歳~小学生) 1,200円	1,000円	200円
冬期	大人(中学生以上) 2,000円	1,000円	1,000円
	子供(3歳~小学生) 1,000円	1,000円	0円

訂正後	契約料金	組合負担額	利用者負担額
通期	大人(中学生以上) <b>2,900円</b>	1,000円	<b>1,900円</b>
	子供(3歳~小学生) <b>1,300円</b>	1,000円	<b>300円</b>
冬期	大人(中学生以上) 2,000円	1,000円	1,000円
	子供(3歳~小学生) 1,000円	1,000円	0円

# 市町村職員年金者連盟のご案内

## 多様化する定年後の生活に年金者連盟を！

市町村職員年金者連盟は各都道府県において組織されており、半世紀以上にわたり市町村職員共済組合員の皆様の退職後の生活の応援と年金制度改善に向けた取り組みを行っている団体です。退職後のセカンドライフの中にぜひ年金者連盟をお加えください。

### ○会員同士の親睦に

支部のクラブ活動など、旧来の仲間との懇親を図る機会を提供します。

### ○年金制度改善の取り組み

年金受給者の生活の安定のため、年金制度の改善に向けて活動を行っています。

### ○助成・厚生事業

各種会員向けの助成・厚生事業を行っています。

### ○各種保険のあっせん

当連盟では、団体傷害保険や医療保険等に有利な割引保険料で加入いただけます。

### 【ご加入いただける方】

● 全国市町村職員共済組合連合会の年金受給資格を有する方

※ 千葉県市町村職員共済組合が所轄する者に限ります。

※ 退職等年金給付のみの受給資格を有する者を除きます。

● 千葉県市町村職員共済組合の組合員であった（市町村・一部事務組合を退職したことがある）満60歳以上の方で年金受給開始年齢に達していない方

※ 組合員期間が短期組合員及び後期高齢者等短期組合員のみの方を除きます。

各種事業は当連盟ホームページをご覧ください

ちょっと覗いてみてください

<https://www.chiba-munic-nenkinren.jp>



お問い合わせ先

千葉県市町村職員年金者連盟 TEL 043(248)1059 (月～金(祝祭日を除く) 9:00～16:00)

## 直営施設をご活用ください！

### オークラ千葉ホテル

P38のお得なクーポンをご利用ください。詳しくはオークラ千葉ホテル（フロント）までお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせ先

オークラ千葉ホテル（フロント）  
TEL 043(248)1111



<https://www.okura-chiba.com/>

オークラ千葉ホテル

ログインID : okura  
パスワード : chiba

### 黒潮荘

期間限定のお得なプランをご利用ください。詳しくは黒潮荘までお問い合わせください。

ご予約・お問い合わせ先

黒潮荘（直通）  
TEL 04(7092)2205



<https://www.kuroshioso.jp/>

黒潮荘

パスワード : <sup>くろしお</sup>9640

### 那須の森ヴィレッジ

お得な割引・各種プラン（P36～37参照）をご用意し、皆さまのご利用を心よりお待ちしております。

ご予約・お問い合わせ先

那須の森ヴィレッジ（直通）  
TEL 0287(78)1636



<https://www.nasunomori-village.jp/>

那須の森ヴィレッジ

## 「お宿ねっとメンバーズカード」のご案内

### (1) 「お宿ねっとメンバーズカード」の発行手続き

黒潮荘及び那須の森ヴィレッジへご宿泊の際に、発行手続きをしています。

### (2) ポイント付与及びポイント利用特典について

利用料金2,200円（税込）毎に1ポイントを付与させていただき、貯まったポイント数に応じて次回以降の宿泊料を下記のとおり割引させていただきます。

「お宿ねっとメンバーズカード」は黒潮荘、那須の森ヴィレッジの両施設で使えるポイントカードです。

ポイント数	30ポイント	50ポイント	100ポイント	200ポイント	300ポイント(割引上限)
割引額	1,000円	2,000円	6,000円	16,000円	30,000円

### (3) 黒潮荘と那須の森ヴィレッジ以外の株式会社エムアンドエムサービスが受託する保養所・公共の宿などの「お宿ねっと他施設」における「お宿ねっとメンバーズカード」の取扱いについて

「お宿ねっと他施設」において、「お宿ねっとメンバーズカード」は使用できません。

お問い合わせ先

施設管理課（直通） TEL 043(248)1119  
福祉課（直通） TEL 043(248)1114

人事異動のお知らせ

1 令和8年4月1日付け異動等

氏名	新職名	旧職名
関 裕行	施設長	施設長兼監査室長
伊藤 篤史	事務局次長兼保健課長	事務局次長兼情報管理課長
篠崎 輝明	監査室長兼総務課長	総務課長
白井 貴弘	年金課長	保健課長
大月 和美	施設管理課長	年金課長
鎌形 智和	情報管理課長	施設管理課長兼施設管理係長
吉野 剛	年金課主幹兼記録調査係長	福祉課主幹兼厚生係長
大竹 敦子	情報管理課主幹兼情報管理係長	保健課主幹兼保健係長
西井 景子	保健課主幹兼保健係長	年金課主幹兼記録調査係長
染谷 一成	施設管理課施設管理係長	情報管理課情報管理係長
林田 まき子	保健課資格管理係長	保健課資格係主査
久能 拓也	福祉課厚生係長	福祉課厚生係主査
太田 健介	保健課資格調定係長	保健課資格係長
綿貫 裕也	福祉課厚生係主査	年金課審査係主査
高橋 絢	保健課資格管理係主任主事	保健課資格係主任主事
酒井 貴大	施設管理課施設管理係主任主事	総務課総務係主任主事
茂木 加奈子	保健課資格調定係主任主事	保健課資格係主任主事
篠塚 亮	総務課総務係主事	施設管理課施設管理係主事
三鬼 圭太郎	保健課資格管理係主事	保健課資格係主事
目黒 雅季	福祉課厚生係主事	年金課審査係主事
對馬 健真	保健課資格調定係主事	保健課資格係主事
林 千晴	保健課資格管理係主事	保健課資格係主事
前田 将希	保健課資格管理係主事	保健課資格係主事

2 令和8年4月1日付け採用

氏名	職名
村田 都美	年金課年金係主事
伊藤 高都	保健課資格調定係主事
飯高 七星	年金課記録調査係主事



オークラ千葉ホテル  
展望浴室 スパ・スカイビュー

バスタオル、フェイスタオル付きのため、手ぶらでご利用いただけます。  
ゆったりと広い湯船につかりながら、日々の疲れを心ゆくまで癒してください。



スパ利用案内

場所：本館10階  
時間：15:00～23:00（最終入場22:30）  
料金：日帰りの方（組合員及びそのご家族）  
お一人様…500円(税込)  
ご宿泊の方…無料

※ 日帰りをご利用の際は、保健施設利用券をお持ちください。

給付金送金日のご案内

6月26日(金)、7月28日(火)、8月28日(金)  
※給付金請求書の締切日については、各担当課へお問い合わせください。

共済貯金の払戻日のご案内

6月26日(金)、7月28日(火)、8月28日(金)  
※払戻・解約請求書の締切日は、組合員の方については各所属所により異なりますので、お勤め先の共済事務担当課へお問い合わせください。  
任意継続組合員の方については、払戻月の10日（12月は7日）（土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに共済組合に届着する必要があります。  
6月1日現在の利率は1.9%（税引後1.514015%）です。

任意継続組合員の皆さまへ

6月は7月分の掛金、7月は8月分の掛金の払戻月です。月内に必ず納入されますようお願いいたします。また、口座振替の方は7月分の振替日が6月26日、8月分の振替日が7月27日となりますので、残高不足とならないよう、残高の確認をお願いします。

組合の概況（令和8年4月末現在）

- ①団体数 市……………37  
町村……………17  
一部事務組合等……………43  
計……………97
- ②組合員数 男……………37,334人  
女……………42,352人  
計……………79,686人
- ③被扶養者数……………44,578人
- ④任意継続組合員数……………1,795人

税務・法律相談のご案内

～お気軽にご相談ください～

共済組合では、毎月1回、税務・法律に関する相談室（無料）を開設しています。開始時刻は原則として午前中で、申込受付順となります。

相談をご希望の方は、各所属所の共済事務担当課に備え付けの「相談申込書」または任意の書式に必要事項（下記）をご記入のうえ、開設日の15日前まで（必着）に下記宛てへ親展でご送付ください。

※以降のお申し込みは、次回の相談日になりますので、ご了承ください。  
※相談内容はできるだけ詳しくご記入ください。

必要事項

- ①所属所名及び所属部署名
- ②組合員氏名
- ③組合員等記号・番号
- ④自宅住所
- ⑤自宅電話番号
- ⑥勤務先電話番号
- ⑦日中、連絡のとれる電話番号
- ⑧相談希望日
- ⑨相談内容

税務・法律相談お申し込み・お問い合わせ先

〒260-8502 千葉市中央区中央港1-13-3  
千葉縣市町村職員共済組合 福祉課厚生係

TEL 043(248)1114（福祉課厚生係直通）

7月・8月の相談室開設日

税務相談室 税理士 青木 幸弘（あおき ゆきひろ）  
7月7日(火)、8月18日(火)

法律相談室 弁護士 河邊 義範（かわべ よしのり）  
7月8日(水)、8月12日(水)

メンタルヘルス相談室

こころの悩みに心理カウンセラーが対応します。

ご相談は当組合専用の電話・面談またはWEBで対応しております。

また、守秘義務に則りプライバシーの保護を厳守しておりますので、安心してご相談ください。

たとえばこんなとき…

- ・ストレスがたまってイライラしている
- ・職場やプライベートの人間関係で悩んでいる
- ・夜中や早朝に目が覚めてしまい、あまり眠れない
- ・子どもが不登校になってしまった
- ・誰かに話を聞いてもらいたい…

スポットカウンセリング（予約不要）

電話・Web  
相談受付時間  
☎ 電話 9:00～22:00・年内無休  
🌐 Web 24時間・年内無休

継続カウンセリング（予約制）

対面・オンライン面談・電話  
予約受付時間  
☎ 電話 月～金 9:00～21:00  
土 9:00～16:00  
（日曜・祝日・12/31～1/3を除く）  
🌐 Web 24時間・年内無休

☎ 0120(765)232

# 地区別共済制度研修会を

# 開催しました

共済組合及び県互助会では、新年度の事業計画及び予算の概要を組合員（代議員）の皆さまに説明し、ご意見・ご要望を広くお聞きすることにより、各事業のより良い発展を図るため、職員側議員の選挙区ごとに毎年、地区別共済制度研修会を開催しております。

令和7年度は、2月12日から18日までの期間において、選挙区ごとに「参集型での開催」と「書面及び当組合のホームページを使用した方法での開催」のいずれかを選択していただき、開催をしました。この研修会で出されましたご意見・ご要望については、令和7年度第3回理事会（3月5日開催）で報告をし、今後の事業運営の参考とさせていただきます。

参加された皆さまからのご意見・ご要望についての一部を、次のとおりQ&A形式でお知らせします。

## 業務経理

Q

令和7年度事業計画及び予算の大綱において、共済と所属所間のオンライン化に向けた内容が記載されておりましたが、令和8年度は特段オンライン化について記述はございません。

令和8年2月時点では、LGWAN環境の調査等のみの段階で本格的な運用はまだされていないと認識しております。そこで、令和8年4月以降の手続きのオンライン化についてどのように進めていくつもりか、また、令和8年度以降手続きのオンライン化について拡充していく予定なのか、予算案との兼ね合いも含め具体的に教えてください。

A

LGWAN・ASPPサービスを利用した所属所・共済組合間における手続のオンライン化については、LGWAN導入所属所を対象に進めております。運用開始時期については、令和8年3月上旬から中旬頃に実

施予定である業務訓練（事前テスト）を経て、令和8年3月下旬を予定しております。LGWAN未導入所属所につきましては、別途対応を予定しておりますので、随時ご案内させていただきます。

また、「行政手続のデジタル化に向けた工程表」（令和5年12月20日付けデジタル庁公表）に基づき、11項目を対象に手続のオンライン化（電子ファイル形式での申請書等の共有）を予定しておりますが、対象手続の拡充については、現時点では未定でございます。今後、精査をさせていただきます。対応可能な手続がございましたら、都度、ご案内させていただきます。なお、当該オンライン化に係る費用については、委託管理費として年間72万円を計上しております。

## 保健経理

Q

予防事業における各ドックの共済負担上限の引き上げ、あるいは加算（千円でもよい）を求めます。

予防事業を充実させることは、医療費増高対策に繋がるものです。

他方で、組合員や被扶養者の構成が変わり、今後も保健経理は、収入に比して支出の増加が見込まれるものと考えております。

現行の財源率を引き続き維持しながら持続可能性を高めていくためには、疾病予防や健康増進などに対して、効果的・効率的に財源の配分を図りながら、財源の健全化（収支均衡水準の維持）と事業の充実に努めていくことがこれまで以上に求められる状況であると考えています。

なお、令和8年度の保健経理の支出の約8割が厚生費ですが、その厚生費の約7割が人間ドック等の予防事業に関わる支出となっております。

他の体育事業、保養事業にも財源を配分していくこ

Q

とを考慮しますと現状においては、人間ドック等の組合負担上限の引き上げ、加算は難しい状況です。ご理解をいただきますようお願いいたします。

保険証が廃止されましたが、契約施設の利用に際してこれまでは保険証を持参し身分確認をしていたと思いますが、今後の確認方法について伺いたい。

A

また、各施設においても確認の取扱いができるのか。資格確認書、資格情報通知書、マイナポータルの資格情報画面等で組合員等記号番号を確認させていただきます。3親等の方にも自身の資格確認書や運転免許証、学生証等をご持参いただき、施設をご利用の際にはご提示いただく依頼を共済日より4月号に助成券の折り返みとともに記載します。

また、遊園施設や他の宿泊施設においても同様に確認書等を提示してご利用いただくものであり、各施設に周知徹底するよう通知したものです。

## 保健経理（第2）

Q

那須高原ちば保健センターの利用率の見込みが70%とあるが、ここ数年上昇傾向であり、修繕工事が完了することや3親等までの利用範囲の拡大もあるため、もう少し見込んで良いのではないのでしょうか。

利用率の見込みについては、過去の利用率平均や様々な要因を予測のうえ推計しています。令和6、7年度の利用率は75%前後と高い利用率を達成することができたものです。

また、それ以前には台風豪雨、コロナ感染症拡大等の影響により数年にわたり利用率が低迷した状況でございました。このような状況、リスクも踏まえ見込んだものであり、令和4年度から7年度までの4年間平均で70%としたものです。

## 宿泊経理

Q オークラ千葉ホテルのPRを他県共済だよりなどに掲載しているのか。『当該関係機関などへの宣伝』がそれにあたるものなのか。

A オークラ千葉ホテルの他県共済へのPRは、全国市町村職員共済組合連合会のウェブサイト「旅と宿」などを通じて行っています。

また、「当該関係機関などへの宣伝」は各所属（本庁）のほか、地域の消防署などにも宣伝活動を実施したいと考えているものです。

## 貯金経理

Q 令和7年度と比較して、貯金者数、貯金額ともに上昇を見込んでいます。政策金利も0.5%から0.75%に上昇しています。支払利率が前年比変わらずのことですが、年度途中で見直しがあることも考えていますか。

A 令和8年度は利率の変更予定がないときは、令和9年度に利率を変更することを検討していただけないか。せっかく、市中の金融商品よりも高利率という魅力的な商品であるにもかかわらず、見直しが行われないのであれば、金利に逆転現象が起こりうることも想定され、魅力的な金融商品ではなくなってしまう。年度途中での支払利率の変更については見込んでいないものです。

なお、支払利率は、貯金経理において収支均衡となる利率を設定しております。

令和9年度の支払利率につきましては、令和9年度の予算策定期間に見込まれる運用収益が、支払利率を引き上げた場合であっても収支均衡であると判断できる場合に、支払利率の引き上げを検討することとなります。

貯金経理では有価証券（債券）での運用を行っておりますので、過去に購入した債券が償還し、再投資する際の市中金利が高い場合に、運用利回りが上昇する

こととなるため、市中金利の上昇は長期的に見れば収入の増加要因であるものの、貯金経理の収入を直ちに増加させるものではないものです。

Q 有価証券の運用における今後の展望について、償還される債券の利率と今後購入する債券の利率がどうなっていくのか伺いたい。

A 米国では利下げ方向の議論が進められているところですが、日本においては政策金利を引き上げる方向の議論がなされており、将来の金利を予測しづらい状況となっております。また、保有債券については、過去に購入した利率の高い債券が償還し、金利が低い時期に債券を購入してきたところであり、昨今の金利上昇の影響を受け、利率の高い債券を購入できるようなものも、一定程度の利益金が出る状況にもなっております。支払利率の在り方については、状況に応じて職員議員の皆様にも諮りながら、検討してまいります。

Q 貯金経理については以前、運用環境等を理由に共済貯金の利率が引き下げられたと理解しております。

A 現在は、政策金利や長期金利が上昇傾向にあります。現在の引き下げ要因がどの程度改善されれば、利率の見直しを検討することになるのでしょうか。

A 令和2年度に、運用利回りの低下により支払利息が利息収入を上回ることが予測されたため、収支均衡となる支払利率に引き下げを行ったものです。

支払利率は、有価証券から得られる運用収益で収支均衡となるよう設定しております。

そのため、有価証券から得られる運用収益が増加し、支払利率を引き上げたとしても収支均衡となることが見込まれる場合に、支払利率の引き上げを検討することとなるものです。

## 貸付経理

Q 貸付経理の利率の変更は今後見込まれているのか、どのような時に上昇があるのか伺いたい。

A 貸付の利率については、地方公務員共済組合連合会が定める基準利率の区分に応じて総務大臣が定める率とされており、毎年財政検証により利率を見直しております。現在、金利が上昇している状況ですので、基準利率が上昇し、併せて貸付利率が引き上がる可能性があるものです。

Q 貸付の要件について、給料の何割かを超えないような毎月の返済額となっているが、今後、市中金利の上昇が見込まれ、これを保持したままだと高い市中金利のほうを借りざるを得なくなり、組合員の支払い能力を圧迫する要因になってしまう。逆にこの要件があることにより、組合員の生活が苦しくなるのではないかと。共済の貸付を出来るだけ借りさせるようにして、安定した生活が送れるように要件の緩和等は考えているのか。

A 貸付利率は、総務大臣が定める率と決められているものであり、要件も貸付準則に準じてということになります。支払能力の確認については、返済額を物資やその他金融機関からの住宅ローン等も併せて給料の30%以内と定めており、所属所のご担当者にも30%以内に収まるようにご確認いただいている状況です。

## 県互助会

Q 支出の委託費が約4.9倍に増加している。委託職員の見込んでいたことだが、どのくらいの増員を見込んでいるのでしょうか。また、増員の理由は何でしょうか。

A 増員は1名を見込んでおります。

主な理由としては、現在、互助会における共済組合との兼務職員以外では専任職員が1名となっており、会員数の増加に伴う業務量の増加等に対応するため、業務の補助を行う委託職員の増員を見込んだものです。

## 張力フレックストレーニング (張トレ) とは？

張力 → 引っ張り合う力のこと    フレックストレーニング → Flexibility(柔軟性) + Training(鍛える)

体を伸ばしながら鍛える“張力フレックストレーニング”は、筋力・柔軟性・バランス・正しい姿勢を同時に獲得することができます。人生100年時代、いつまでも動ける体を維持するためのメソッドです。

人生100年 動けるカラダをつくる!

**張力** フレックス トレーニング

指導・モデル  
パーソナルトレーナー  
日高 靖夫



“しゃがむ” 張トレ

## カエルスクワット

草むしりなどをしても腰や膝を痛めない体へ!

### STEP 01

両足を肩幅に開き、つま先は外側に向け、両手で合掌のポーズをとる。



### STEP 02

膝をつま先方向へ開きながらお尻を落とし、肘で膝を外へ押す。そのとき、なるべく背骨を上へ伸ばしておく。

内ももの伸びを意識しながら  
5秒キープ×5回 行う

※足首が硬くてバランスを崩してしまう人は、踵が浮いてしまってもOK。



応用編 さらに動ける体に!

## サイドスクワット

### STEP 01

両足を大きめに開き、両手で合掌のポーズをとる。



### STEP 02

片方の膝をつま先方向へ曲げ、もう片方の膝は伸ばしたままお尻を落とす。そのとき、なるべく背骨を上へ伸ばしておく。

内ももの伸びを意識しながら  
左右交互に  
5秒キープ×5往復 行う



CHECK!

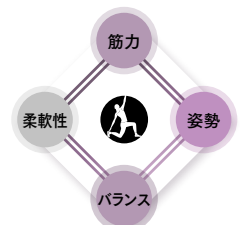
動画を見ながら正しい姿勢でやってみよう!  
<https://douga.hfc.jp/imfine/undo/25autumn01.html>



## Trainer's Advice

### 筋トレと張力フレックストレーニングは何が違う？

筋トレで筋力を鍛えることはもちろん大切ですが、張力を鍛えることはさらに重要です。なぜなら張力を鍛えれば、加齢とともに衰えていく4つの体力要素、筋力・柔軟性・バランス・姿勢を同時に鍛えることができるからです。その結果、人生100年動ける体を手に入れることができます。



# カロリー控えめレシピ

メタボ  
予防



1人あたり  
エネルギー 塩分  
363kcal 1.9g  
(トッピング除く)



Check!

作り方の動画は  
こちらから



<https://douga.hfc.jp/imfine/ryouri/26spring01.html>

主菜

## 春キャベツのサバ缶ドライカレー

材料 2人分

サバ缶(水煮).....1缶(180g)  
春キャベツ(1.5cm角に切る).....100g  
A ケチャップ.....大さじ3  
カレー粉.....小さじ1と1/2  
みそ、すりおろしにんにく.....各小さじ1  
ご飯.....150g

トッピング

レタス、ミニトマト、  
目玉焼き等 お好みで

調理の  
ポイント



隠し味にサバと味の  
相性がよいみそを  
使って、コクをプ  
ラスしています。

作り方

- 1 フライパンに汁気を切ったサバ缶、春キャベツ、Aを入れて中火で温めながら、サバをそぼろ状に炒める。
- 2 ご飯をよそった器に、お好みのトッピングとともにのせる。

- 料理制作 エダジュン(管理栄養士)
- 撮影 さくらいしょうこ
- スタyling 深川あさり



カロリーダウンの  
アイデア

- カレーは油をたくさん使うことが多いのですが、このレシピでは油を使わずに無水で仕上げます。野菜から出る甘みの凝縮した水分を使うので旨みを感じやすく、カロリーダウンもできて一石二鳥です。
- キャベツをたっぷり使いサバ缶1缶で2人分が作れて、満足感が高い1品です。キャベツでかさ増しすることで、余計なカロリーをとらなくてすむ工夫をしました。

# カヌー教室開催のお知らせ



板室ダム湖（那須エリア）で初級者向けのカヌー教室を開催します。  
那須の大自然に囲まれた湖面に浮かんで非日常を体験してみませんか。

**1 日程** 令和8年9月6日(日)～7日(月)  
1泊2日 宿泊場所「那須の森ヴィレッジ」

## 2 スケジュール

PM 2:00 那須の森ヴィレッジ 集合  
PM 2:30 オリエンテーション  
「カヌーの魅力」などをご紹介します。  
PM 4:00 終了

1  
日  
目



AM 9:00 那須の森ヴィレッジ 出発  
バスで「板室ダム湖」まで送迎  
します。  
AM 9:30 板室ダム湖 到着  
カヌー体験の準備や確認を行います。  
AM10:00 カヌー体験 開始  
休憩を入れながらカヌー体験を  
行います。  
AM11:30 カヌー体験 終了  
AM11:45 板室ダム湖 出発  
バスで「那須の森ヴィレッジ」  
まで送迎します。  
PM 0:15 那須の森ヴィレッジ 到着  
カヌー体験ツアー 終了  
昼食、着替え、入浴等  
現地解散となります。

2  
日  
目

## 3 募集人数

16名（参加資格：組合員及びその家族。お子様は小学生以上とします。） お一人様での参加も可能です。

## 4 参加者負担金

1名様 9,000円（大人：中学生以上）  
3,000円（小人：小学生）

【宿泊代（1泊2食）、教室代、昼食代を含みます。】

## 5 注意点

- ①カヌーの種類は、1人乗り（シングルカヤック）と2人乗り（タンDEMカヤック）があります。
- ②靴やズボン等が濡れるため、濡れてもよい服装をご用意ください。  
※靴はかかとが隠れるもの（サンダル、クロックス不可）
- ③流れがほとんど無い穏やかなダム湖ですので、お子様～ご年配の方、初めての方でも安心して体験できます。
- ④専門のインストラクターが帯同します。

## ● 申込方法【オンライン申込】

6月以降に共済組合のホームページに掲載されるカヌー教室の申込フォームから必要事項を入力し、申し込みをしてください。  
申込期限は、令和8年6月30日23時59分です。



## ● その他

- ①交通費は各自のご負担となります。
- ②当選後の参加人数の変更はできません。
- ③参加の権利を他の方に譲渡することはできません。
- ④最少催行人数10名とさせていただきます。
- ⑤雨天時、強風等の荒天時は、プログラム内容の変更または、中止とさせていただきます場合があります。
- ⑥ご参加される皆さまには、詳しいご案内をさせていただきます。

お問い合わせ先

福祉課厚生係(直通) TEL 043(248)1114

全国共済施設案内「神奈川県」  
神奈川県市町村職員共済組合

湯河原の良質な温泉を  
十和田石を使った石の風呂と  
癒やし効果のある 檜の風呂で  
ゆったりとお愉しみください。

Spa



香りの良い檜を使用したお風呂。  
木に包まれたぬくもりのある雰囲気を楽しめます。  
ミストサウナを併設しています。



肌に優しい十和田石を浴槽に使用したお風呂。  
露天風呂も備った落ち着きのあるお風呂です。  
ドライサウナを併設しています。

Dining



旬の食材を使ったこだわり料理をご堪能ください。

Guest Room



洋室



和室



特別室



ユニバーサルルーム

全室バルコニー付きの客室は湯河原の山並みが一望でき、  
季節の風を感じゆったりとくつろいでいただけます。

1泊2食料金（税・サ・入湯税・宿泊税込み）

- 梅コース 15,575円～
- 桜コース 17,390円～
- 椿コース 22,835円～
- 調理長おまかせ会席コース 22,835円～



Access  
 〈電車の場合〉  
 JR湯河原駅よりバス、不動滝・奥湯河原行「宮上」下車。徒歩2分  
 〈お車の場合〉  
 国道135号線から千歳川沿いに3分。駐車場27台（身障者用1台含む）



ご予約  
お問い合わせ

神奈川県市町村職員共済組合保養所

湯河原温泉 ちとせ

☎0465-63-0121

〒259-0314 神奈川県足柄下郡湯河原町宮上281番1

<https://www.yugawara-chitose.jp/>

※千葉県市町村職員共済組合の組合員及びその被扶養者の方が「湯河原温泉 ちとせ」に宿泊される場合、  
契約施設利用券（助成券）を利用するとお1人につき2,500円の控除が受けられます。

# ご予約好評受付中!

令和8年度も直営施設助成金に  
**特別加算 (2,000円)** が加わり、  
お得にご利用いただけます!  
また、利用適用範囲が2親等から3親等に拡大中!

特!  
2,000円

早めのご予約が  
お得です



《和食》



《洋食》



《特選》

※写真はイメージです。

## バリエーション豊富なお得プラン

今年度も各種お得なサービスプランを  
豊富にご用意しております。

### ▶和食会席プラン

1泊2食付 **8,800円~**

旬の食材と地のものにこだわった和食会席!

### ▶焼肉プラン

1泊2食付 **8,800円~**

ファミリーに人気のプラン。ボリューム満点!

### ▶那須高原和牛ステーキプラン

1泊2食付 **10,500円~**

ステーキがメインのカジュアルコース!

### ▶洋食プラン

1泊2食付 **10,500円~**

メインのお肉とお魚の両方が楽しめる、洋食フルコース料理!

### ▶季節の特選和食会席プラン

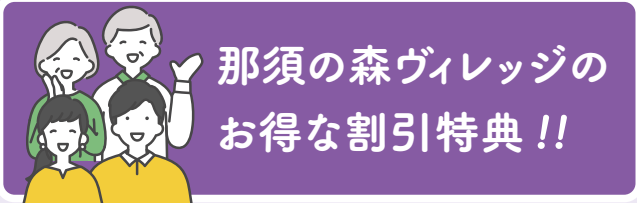
1泊2食付 **12,400円~**

厳選された地元食材を使用した季節感あふれる特選料理!

※掲載料金は、県互助会を含む助成金及び特別加算 (2,000円) 控除後の金額となります。

※1泊2食、消費税、奉仕料、入湯税を含みます。

※繁忙期は、1,210円が加算されます。



### 1 早めのご予約がお得! 早割りキャンペーン!!

月曜～木曜日限定（祝前日、夏期期間7/18～8/31を除く）で1人1泊ごとに下記金額が宿泊料から割引となります。

名称	対象期間 (ご利用月を含めた月数)	大人割引額
早割り5	6カ月前から5カ月前のご予約	1,000円
早割り3	4カ月前から3カ月前のご予約	500円

### 2 60歳以上の方が一緒にお得! シルバー割引!!

日曜～金曜日限定（祝前日、夏期期間を除く）で60歳以上の方が宿泊される場合、シルバー割引としてグループ全員の大人の宿泊料から500円割引となります。



### 3 日曜日の宿泊がお得!

#### 学校行事振替休日キャンペーン!!

日曜日（祝前日、夏期期間を除く）にご宿泊のお子様（小学生以下）の宿泊料が無料!



上記の割引との併用が可能な平日連泊でのご利用がおすすめです!

#### 日曜～木曜日での宿泊がお得! 平日割引プラン

- ★平日 割：宿泊料金から大人1名様ご1泊につき500円割引いたします。  
※夏期期間前（7/17）までの祝前日を除く平日が対象となります。
- ★平日連泊割：3泊以上の場合、さらに宿泊料金から10%割引いたします。  
※夏期期間（7/18～8/31）及び祝前日を除く平日が対象となります。

→→→平日割ご利用で……

なんと大人1名様8,300円からのご利用が可能です!!

かも・なすWキャンペーンにつきましては、  
5頁「黒潮荘つうしん」をご参照ください。



令和8年度も、平日ご連泊者（2泊以上）\*さま限定で「多目的運動場」と「キャンプ場」の無料開放サービス（先着受付順）を実施します! ご予約時にお申し付けください。

\*キャンプ場のご利用者さまを除きます。



テニス(1面)やフットサル(全面)などにご利用いただけます。テニスラケットやテニスボール、また、サッカーボールやピブスなども無料でご利用いただけます。(2時間※混雑時は1時間のご利用とさせていただきます。)



野外バーベキュー(持ち込みOK)などにご利用ください。上記キャンプ場開設期間でのご利用とさせていただきます。

### 直営施設利用券のご案内

直営施設利用券は3親等以内の親族及びその配偶者の方までご利用いただけます。

ご使用の際は、チェックイン時に必ず記号番号等の確認できる「資格確認書」、「資格情報通知書（資格情報のお知らせ）」、「マイナポータル」の資格情報画面、「後期高齢者等組合員証明書」等をご持参ください。

※詳細については利用券「注意事項」及び裏面の記載内容をご確認ください。



Gateway for Nature Activity



お問い合わせ・  
お申し込み

那須の森ヴィレッジ(直通)

TEL 0287 (78) 1636

※平日・休日とも午前9時から午後5時までのご案内となります。

那須の森ヴィレッジ

検索



詳しくは、お電話またはホームページをご覧ください。

〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637

“ホテルオークラ伝統の味”

# フレンチトースト

要予約



時を重ねて紡がれた美味しさを心ゆくまでご堪能ください。

1日かけてアパレイユ（卵液）をしっかりとしみ込ませて、オーブンでふんわりと焼き上げます。

数に限りがございますので、3日前までにご予約をお願いします。



クーポン

## フレンチトースト フルーツ添え

コーヒー or 紅茶付き

**組合員様限定料金 2,000円 (一般2,300円)**

6月1日(月)～

10:30～17:00 ラウンジ「トレビ」

【お問い合わせ・ご予約】

レストラン「セブンスィーズ」043-248-1128

### レストラン「セブンスィーズ」組合員様限定クーポン

※組合員様がご一括でお会計いただきました場合、ご一緒の皆様全員を同様の割引対象とさせていただきます。  
 ※ご予約の際に、本券ご利用の旨をお申し出ください。※ご注文の際に、組合員等資格確認書類と本券を必ずご提示ください。  
 ※他の割引券等の併用はお受けいたしかねます。

<p><b>7月 夏休み</b> ファミリーブッフェ</p> <p>組合員様特別料金 <b>ダイナータイム</b></p> <p>大人 <b>4,000円</b> (一般4,900円)</p> <p>一般料金より <b>900円 OFF!!</b></p> <p>有効期限：7月17日(金)～8月9日(日)</p>	<p><b>6月 7月 鰻会席</b></p> <p>組合員様特別料金 <b>ダイナータイム</b></p> <p>大人 <b>7,500円</b> (一般9,000円)</p> <p>一般料金より <b>1,500円 OFF!!</b></p> <p><b>6月 7月 うな膳</b></p> <p>組合員様特別料金 <b>ダイナータイム</b></p> <p>大人 <b>4,500円</b> (一般5,500円)</p> <p>一般料金より <b>1,000円 OFF!!</b></p> <p>有効期限：6月19日(金)～8月2日(日)</p>	<p><b>6月 7月 フレンチトースト</b></p> <p>組合員様特別料金 <b>ダイナータイム</b></p> <p>コーヒー or 紅茶付き</p> <p>大人 <b>2,000円</b> (一般2,300円)</p> <p>一般料金より <b>300円 OFF!!</b></p> <p>有効期限：6月1日(月)～7月31日(金)</p>	<p><b>6月 7月</b> ウィークデーランチブッフェ ～スパイシーブッフェ～</p> <p>組合員様特別料金 <b>ランチタイム</b></p> <p>大人 <b>2,300円</b> (一般3,000円)</p> <p>一般料金より <b>700円 OFF!!</b></p> <p>有効期限：6月1日(月)～7月31日(金)</p>
---	--	---	---

### 駐車場有料化のご案内

駐車場をこれまで以上に安全に安心してご利用いただくことなどを目的に、2026年7月頃よりカメラ式の駐車場管理システムによる有料化を図る予定です。  
 ホテルを利用されたお客様におかれましては、その利用内容に応じて「駐車サービス券」を発行させていただく予定です。  
 詳細につきましては、今後ホームページなどでご案内をいたします。  
 何卒ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

組合員様だけがご利用いただける専用ページからのご予約等で、おトクがいっぱい！

オークラ千葉ホテル [検索](#)

千葉県市町村職員共済組合 [検索](#)

ID  パスワード

# 懐かしの名曲で弾けるオークラの夏!

千葉駅から最も近い音楽スタジオ【サウンドスタジオ ラパン】と  
オークラ千葉ホテルがお贈りする夏のスペシャルイベント!  
懐かしい名曲とホテル自慢の料理と飲物が最高のごちそうになる特別な夜をお届け!

## サウンドスタジオ ラパン

# SPECIAL LIVE PARTY

in オークラ千葉ホテル **2026** **8.1** 

オークラ千葉ホテル 3階 エリーゼルーム 受付16:30~ 開場17:00

【全席指定】 **組合員様特別料金** お一人様 **8,000円**

- 食 事〈ブッフェ形式〉 17:00~ ※料理の補充は19:00で終了となります。
- 飲 物〈フリードリンク〉 17:00~ ※飲物のラストオーダーは19:00となります。
- ライブ〈3ステージ〉 ※当日の状況により時間に変動がある場合がございます。

STAGE.1	STAGE.2	STAGE.3
		
17:30 ~ 18:00	18:15 ~ 18:45	19:00 ~ 19:30
the mushroom machine 80~90年代の洋楽・ガレージロック・ ブルース・カントリーなど	永山恵理 80~90年代のJPOP	ネオ☆ブラボーズ サザンオールスターズの コピーバンド

主催 オークラ千葉ホテル

協力 サウンドスタジオ ラパン



※料金には、お料理、お飲物、ライブ観覧、消費税・サービス料が含まれております。※お席はご相席となります。※お席の指定および事前のご確認はお断りいたしております。お席はホテル一任とさせていただきます。当日受付にてご案内いたします。※料金のお支払いにつきましては、指定の銀行口座へのお振込みとなります。その際に発生いたします振込手数料につきましては、お客様の負担となります。※ご入金後のキャンセル及び払い戻しはいたしかねます。※未就学児のご入場はご遠慮いただいております。※諸般の事情に鑑み、直前の公演延期、変更等が生じる可能性があります。※開演中の録音・録画・写真撮影は、他のお客様のご迷惑にならないようお願いいたします。※予約時にいただいた個人情報は、本公演に関する事のみで使用させていただきます。

オークラ千葉ホテル

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3 千葉みなと駅より徒歩5分

お問い合わせ・ご予約  
オークラ千葉ホテル営業企画課 (平日10:00~18:00)

TEL 043(248)1302

予約受付開始日時  
6月8日(月)10:00~

＼月に1度の／  
**Bridal Fair**

6/28 SUN  
7/18 SAT

【1部】10:00～ 【2部】12:10～

和洋中フルコース無料試食会  
(予約制・新郎新婦無料、同行者1名 5,000円)  
チャペル模擬挙式 &  
アフターセレモニー体験  
パーティー会場見学  
プランナー相談会

**ブライダルフェア限定特典**

\*30名様以上の挙式・披露宴をご成約で、  
会場費1,500円×人数分サービス  
※組合員様限定アニバーサリープランご利用特典と併用可

**組合員様限定  
アニバーサリープランご利用特典**

- \*新郎新婦 衣裳 50%OFF
- \*フリードリンク 1グレードUPサービス
- \*メインテーブルフラワー 30%OFF
- \*ゲストテーブルフラワー 30%OFF
- \*スナップ写真 15%OFF
- \*ビデオ撮影 15%OFF
- \*送迎バス利用 助成 1台90% (最大120,000円)
- \*新郎新婦 宿泊 プレゼント (1泊朝食付き)
- \*宿泊 助成 (組合員ご本人様より3親等以内)
- \*ゲスト 宿泊 ご優待

※その他ご優待多数!詳しくはご見学時にご確認ください。  
※上記特典は30名様以上の披露宴が対象となります。  
29名様以下の披露宴にも特典をご用意しております。

オークラ千葉ホテルのウェディング特典は、  
組合員の皆様はもちろんご兄弟、ご姉妹、ご子息、ご令嬢も  
特典を受けられます。

- 適用の範囲** 30名様以上の挙式・披露宴をご予定で、結婚式場相談所を介さずご来館の方。
- 紹介の方法** 「ご婚礼紹介カード」に必要事項をご記入のうえ、挙式予定の方にお渡しいただき  
初回来館時に受付にてご提示くださいますようお願いいたします。
- 挙式予定者(組合員以外の方)への特典** 準組合員特典を適用させていただきます。

**ご紹介いただいた方への特典**

- ★オークラ千葉ホテル お食事券・・・10,000円(挙式予定者が初回来館された際)
- ★ギフトカード・・・・・・・・・・・・・・20,000円(挙式予定者がご成約された際)

お問い合わせ・ご予約 ブライダルサロン (10:00～18:00) 火曜定休(祝休日除く)

**TEL 043(248)1122**

※表記の料金はすべて、お一人様あたりの消費税・サービス料を含む総額表記です。

**オークラ千葉ホテル**

お問い合わせ・ご予約

**TEL 043(248)1111**

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3  
千葉みなと駅より徒歩5分

<https://okura-chiba-hotel.official-wedding.jp/page/6/>



お得な情報満載の組合員様専用ページへの  
ログインIDとパスワードはコチラ

ID **okura** パスワード **chiba**

**ご婚礼紹介カード** (初回来館時のみ有効)

年 月 日

挙式者	お名前	ご新郎	組合員等 との関係
		ご新婦	
	ご住所	ご新郎	
		ご新婦	
挙式日			
紹介者(組合員以外の方)	所属所名		
	組合員等記号番号		
	お名前(フリガナ)	( )	( )
	ご住所 〒	電話番号( )	

※必要事項をご記入のうえ、挙式される方にお渡しください。

